

危機管理マニュアル

令和8年4月改訂版

目次

A 危機管理の基本事項

- 1 本校における危機管理の基本原則
- 2 教職員・関係者への周知
- 3 地域、学校、学区の現状
- 4 危機管理の前提となる危機事象

B 事前の危機管理

- 1 平常時の危機管理体制
- 2 点検
- 3 教職員研修
- 4 避難訓練
- 5 安全教育
- 6 臨時措置
- 7 家庭との共有事項
- 8 情報収集
- 9 関係機関の緊急連絡先

C 事例別対応マニュアル

(1) 生活安全

①不審者侵入対応

- 1 未然防止・危機発生に備えた対策
- 2 不審者発見時の対応方法
- 3 教職員の役割分担（管理職不在時）

②頭頸部外傷への対応

- 1 未然防止・危機発生に備えた対策
- 2 事故発生時の対応方法・教職員の役割分担（管理職不在時）

③熱中症対応

- 1 未然防止・危機発生に備えた対策
- 2 事故発生時の対応方法・教職員の役割分担（管理職不在時）

④食物アレルギーへの対応

- 1 未然防止・危機発生に備えた対策
- 2 事故発生時の対応方法・教職員の役割分担（管理職不在時）

(2) 交通安全

学校管理下、管理下以外における交通事故対応

- 1 未然防止・危機発生に備えた対策
- 2 事故発生時の対応方法・教職員の役割分担（管理職不在時）

(3) 災害対応

- 1 未然防止・危機発生に備えた対策
- 2 事故発生（警報発令）時の対応方法・教職員の役割分担（管理職不在時）

- ①地震
- ②火災
- ③風水害
- 3 校外学習など、学校外で活動している場合の対応方法
- 4 避難誘導方法

D 事後の危機管理

- 1 事故発生後の対応の流れ
- 2 事故発生直後の取り組み
 - ①安否確認
 - ②応急手当
 - ③非常参集
 - ④臨時措置
 - ⑤現場に居合わせた児童への対応・心のケア
 - ⑥避難所開設・運営支援
 - ⑦教育活動の再開
- 3 初期対応時の取り組み
 - ①危機対応の体制整備
 - ②区教委などへの報告・支援要請
 - ③基本調査の実施
 - ④児童・保護者への説明
 - ⑤記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整
- 4 詳細調査への協力
- 5 再発防止策の策定・実施
- 6 被害児童の保護者への対応

別添資料

- 「危機発生時の健康観察様式」
- 「事故報告書様式」
- 「事実情報記録用紙（教職員個人用）」
- 「時系列整理記録用紙」

A 危機管理の基本方針

1 本校における危機管理の基本原則

以下の事項を基本原則とする。

- ①子供の生命、安全の確保を第一とする。
- ②指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- ③地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合は、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置をとるものとする。

2 教職員・関係者への周知

【教職員】

校長は、以下の研修・訓練を実施することにより、本校のすべての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※ただし臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	・本マニュアルに定める事項全般 ・各教職員の役割
職員会議などにおける周知	・季節ごとの注意点
毎月1回、異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は図上演習	・発生事象別の緊急対応手順 ・発災時の各教職員の役割

【児童・保護者】

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童	・新学年開始時期の学級活動 ・各種防災訓練 ・防災教育の学習	・本校で想定される災害・事故など ・災害・事故などの未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 ・災害・事故などの発生時に児童がとるべき行動
保護者	下記で資料配布・説明 ・新入生保護者説明会 ・入学式後の保護者説明会 ・PTA総会 ・定例保護者会	・本校で想定される災害・事故など ・災害・事故などの未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ・災害・事故などの発生時における学校の対応及び保護者がとるべき行動（引渡しなど）

【関係機関への周知】

校長は、i S C委員会や学校防災連絡協議会などの場を通じて、関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更が生じた場合は、その都度、同様の措置をとる。

3 地域、学校、学区の現状

【地域の特徴】

板橋区は、東京23区の北西部に位置し、北東部が低地、南西部が高台となっている。最も高い地点は、徳丸変電所付近（35.5m）で、最低は新河岸川と荒川にはさまれた地点（2m）となっている。南部には、工業地域が点在し、大山駅周辺では都市開発が進行している。その一方で、赤塚・徳丸には農地が残っている。

赤塚・成増エリアは、成増駅周辺に商業施設や医療施設が集積している。戸建住宅や集合住宅の占める割合が高く、一部木造住宅が密集している。区全体の人口は増加傾向だが、地域差が大きい。住宅都市的な性格が強く、夜間人口が多い。

【学校・学区特徴】

本校は、板橋区の南西部に位置しており、海拔33m、津波浸水区域外である。校舎は昭和42年建設、令和7年から校舎長寿命化改修工事が進行中である。校地に隣接して通る、都道446号は緊急輸送道路として指定されている。

赤塚・成増エリアには、東武東上線、東京メトロ有楽町線の2路線があり、駅周辺に高層建物があるものの、大部分が低層建物である。また、赤塚二丁目、赤塚四丁目では補正不燃領域率（町の燃えにくさを表す指標）が60%未満の地区が見られる。学区は、赤塚・大門からなり、近隣学区からの学区外通学者もいる。教職員の半数は区外からの通勤者である。

【被害想定】



東京都被害想定ホームページ「東京都被害想定マップ」



洪水ハザードマップ（荒川氾濫版）

4 危機管理の前提となる危機事象
 【その他、本校で想定される危機事象】

危機事象		想定される事態（例）
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部祖雲翔その他の外傷、階段・ベランダ・遊具などからの転落、急病などによる心肺停止など
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・窃盗、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入など
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電など
	大規模災害・事故	工業団地の危険物取扱施設の爆発事故
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症など
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子物質（PM2.5）
	その他	インターネット上の犯罪被害など

B 事前の危機管理

1 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校務分掌などにより、危機管理体制を確立し、災害・事故などの未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教職員は、校長の指示に基づき、以下のとおり、役割分担をし、災害・事故などの未然防止及び発生に備えた対策を推進する。

管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会などの様々な機会をとらえて、学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

【平常時の教職員の役割分担】

役割	主な内容	担当者
体制整備・点検	・マニュアル、分担表の整備 ・施設、設備、機器の整備 ・教職員の訓練	校長、副校長、生活指導主任、 防災主任
地域連携の推進	・保護者との連携 ・関係機関、団体との連携、情報の受発信	校長、副校長 生活指導主任 主幹教諭
来校者管理	・受付、受付簿・名札の管理	学校用務主事 全教職員
巡回監視	・巡回実施 ・スクールガードとの連携 ・不審物などの発見、処理 ・環境衛生管理	副校長 学校用務主事 全教職員
安全教育	・教育計画の策定・実施 ・防犯教室の実施 ・訓練の実施	全教職員 生活指導主任、教務主任、 学年主任、学級担任、 授業担当者

2 点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、災害・事故などの発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

【危険箇所の把握】

危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。

〈安全点検〉

安全点検の実施時期、対象、担当、様式については以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図などを追加しておく。

種類	時間・方法	対象
定期	毎月1回異常 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童などが使用する施設・整備及び 防火、防災、犯罪に関する設備などについて

	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童などが多く使用と思われる 校地、運動場、教室、特別教室、廊下、 昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、 給食室、屋上など
臨時	必要があるとき ・運動会や学芸会、展覧会などの学校行事の 前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪 (侵入や放火など)の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定
日常	毎授業日ごと	児童などが最も多く活動を行うと思われる 箇所について

防犯の視点	防災の視点
<ul style="list-style-type: none"> ・不審者侵入防止用の設備 ・警報装置、監視システム、通報機器などの作動 ・避難経路の複数確保 ・出入口の施錠状態 ・通学路にある犯罪発生条件(死角、街頭の有無など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・天井材、外壁などの非構造部材の落下防止 ・書棚・家具などの壁・床への固定 ・避難経路・避難場所 ・通学路にある災害発生条件(土砂災害、洪水など) ・遊具などの劣化
交通安全の視点	校内事故防止の視点
<ul style="list-style-type: none"> ・歩道や路側帯の整備状態 ・車との側方間隔 ・車の走行スピード ・右左折車両のある交差点 ・見通しの悪い交差点 ・沿道施設の出入口 ・渋滞車両・駐車車両の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・天井材、外壁などの非構造部材の落下防止 ・体育館の床板などの建材・遊具などの劣化 ・窓・バルコニーの手すりなどの劣化 ・防球ネット、バスケットゴールなどの工作物・ 機器などの倒壊や落下などの防止 ・エレベーター・防火シャッターなどの作動確認 ・駐輪場の駐輪方向と傾斜の関係や地面の凹凸 などの確認

〈事故、ヒヤリハット、気付き報告〉

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、「事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理などの対策を講じる。

- ・事故にあった(見聞きした)
- ・事故やけがには至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした
- ・潜在的なリスクに気付いた

〈事故情報より抽出〉

安全点検の際に、下記データベースを検索し、抽出した事例を自校の環境に置き換えて危険箇所を把握する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」

https://www.jpnspport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

【危険箇所の分析・管理】

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置をとり、その旨を記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で学校安全担当者が分析・対策・管理をする。

①危険箇所をそのままにした場合に起こり得る事故・被害を具体的に想定する。

児童の振る舞い、行動を分析する。(横断時の左右未確認、一時不停止など)
大勢での移動、車椅子での移動など、多様な条件が存在することに留意。

②①の想定結果が重大なものから優先的に対応をとる。

〈物理的対策〉 例：業者に依頼して緊急修理、転落防止の防護策の設置、外灯の設置、植栽の剪定依頼など

〈人的対策〉 例：スクールガードなどの見守り活動、警察の協力を得た重点的な交通安全キャンペーンなど

〈児童への指導・連携〉 例：特に注意して横断すべき箇所、犯罪発生危険箇所に対する重点的な街頭指導、
P T A・地域と危険箇所についての共通認識をもつなど

③教職員のみで危険箇所のリスクが十分に判断できない場合は、区教委を通じて専門家への調査を依頼する。

専門家の点検に立ち会った際には、点検の方法や視点を学び、教職員のみでの点検時に活かす。

【点検の適切性の評価・改善】

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善につとめる。

- ・安全点検で確認する箇所や観点は明確か。
- ・安全点検の具体的な方法は明確か。(実施者によって異なることはないか)
- ・安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か。(緊急修理、立ち入り禁止措置、区教委などへの対応依頼など)
- ・これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか。(危険箇所が放置されていないか)

また、外部評価として、定期的に区教委による点検内容の評価及び改善支援を受ける。

3 教職員研修

校長は、担当教職員に指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施するものとする。校内研修の内容は基礎知識の習得、状況想定型訓練による実践力向上、マニュアルの想定を超えた事態に対処するための応用力の獲得まで、段階的に教職員の能力向上を図るものとし、学校行事や過年度実施研修の状況、外部研修の共有状況などにより、適宜調整する。

4 避難訓練

年間の避難訓練計画を策定する際には、地震及び火災の訓練については予告の有無、状況設定などに関して、以下の組み合わせで設定する。その他の訓練として、不審者侵入訓練及び弾道ミサイルに関する訓練は、予告あり・授業中の設定とする。(必要以上に不安にさせることのないよう、適切な対応をすれば身を守ることができることを事前にしっかりと伝える。訓練後に不安な気持ちを持つ児童がいた場合には、スクールカウンセラーなどと連携し、個別対応する。)

すべてのパターンを年度内に実施することは困難であるため、複数年度単位で計画する。

(地震及び火災の訓練)

災害・事故		予告有無		他の条件
地震①	×	予告あり	×	避難経路一部使用不可
② (火災あり)		予告なし		管理職不在
火災① (校内より発災)				電話不通・停電あり
② (近隣にて発災)				朝学習/休み時間/放課後

※授業中に実施の場合は、特別教室・体育館・運動場・プールにて授業中のクラス、非常勤講師による授業中のクラスを設定し、訓練を実施する。

〈その他の訓練〉

不審者侵入（予告あり・授業中）	弾道ミサイル（予告あり・授業中）	引き渡し訓練（6月）
-----------------	------------------	------------

また、4月の早い段階で発災直後身を守るための基本動作・避難時の基本動作・避難経路について各クラスにて実施することとし、1学期の避難訓練は基本動作を実際に行い、あらかじめ決められた避難をすることができることを目標として実施する。

3学期になるにつれて、事前予告なしで実施する。授業中ではなく休み時間に実施するなど、より実践的な訓練となるよう計画する。その他、以下のような工夫点も盛り込む。

- ・緊急地震速報チャイム音を活用するほか、緊急地震速報がないまま地震動が発生する場合も想定する。
- ・訓練にリアリティ・臨場感をもたせるため、避難経路に落下物の配置、行方不明児童の発生を想定したり、消火器・消火栓・担架などの活用、緊急時持ち出し品の持ち出しを実際に行う。

5 安全教育

学校安全を図る上では、教職員の研修だけでなく、児童自身が安全について学び、自ら危険を回避できる行動がとれるよう、安全教育の充実が必要である。児童が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助・共助・公助の視点を取り入れながら、板橋区の歴史・実情に応じた教育内容を編成し、毎年の学校安全計画へ位置付けることとする。

【教育内容】

下記の資料に記載された「安全に関する指導の内容例」を参考に、生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容を検討し、毎年度、学校安全計画を作成して、計画的に安全教育を実施する。また、その際、安全点検や避難訓練によって明らかになった課題に関する指導を盛り込み、安全教育を通じて安全に関する児童の資質・能力を育成するよう努める。

文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月） p. 136～145

安全に関する指導の内容例 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf

【家庭や地域社会と連携した教育】

地域に根ざした学びにより児童の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防などの関係機関と連携した教育を実施する。地域住民や関係機関の協力を得る際には、教育の目的やねらいについて事前説明をし、十分な理解を得ることし、教育実施後には意見・講評などのフィードバックを得ることとする。

【評価と改善】

評価方法	<ul style="list-style-type: none">・学習への取組状況の観察や成果物・児童へのアンケートやグループでの話し合いの結果・保護者へのアンケート（学校公開時、家庭学習時のフィードバック）・関係機関・専門家からの講評（安全教室での講師の方より）
------	---

<p>学習評価項目 ※生活安全、交通安全、 災害安全それぞれに 対して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。 ・現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。 ・日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。 ・自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。
<p>指導計画の評価項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全校的な指導体制が確立されているか ・教職員間の連携が図れているか。 ・訓練の日程や時間、実施回数は適切であるか。 ・安全管理との連携が図れているか。 ・児童の実態、地域の特性を反映しているか。 ・指導の内容や方法に課題はないか。 ・指導に必要な教材・教具、資料が整備されているか。 ・保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

6 臨時措置

校長は、災害・事故などが発生した場合又は発生が予想される場合には、情報収集により得られた情報を総合的に勘案し、以下の判断基準をもとに、臨時措置を行う。なお、情報が十分に得られない場合、今後の状況が見通せないなど、不確定要素がある場合は、児童の安全を最優先とした判断を下すものとする。

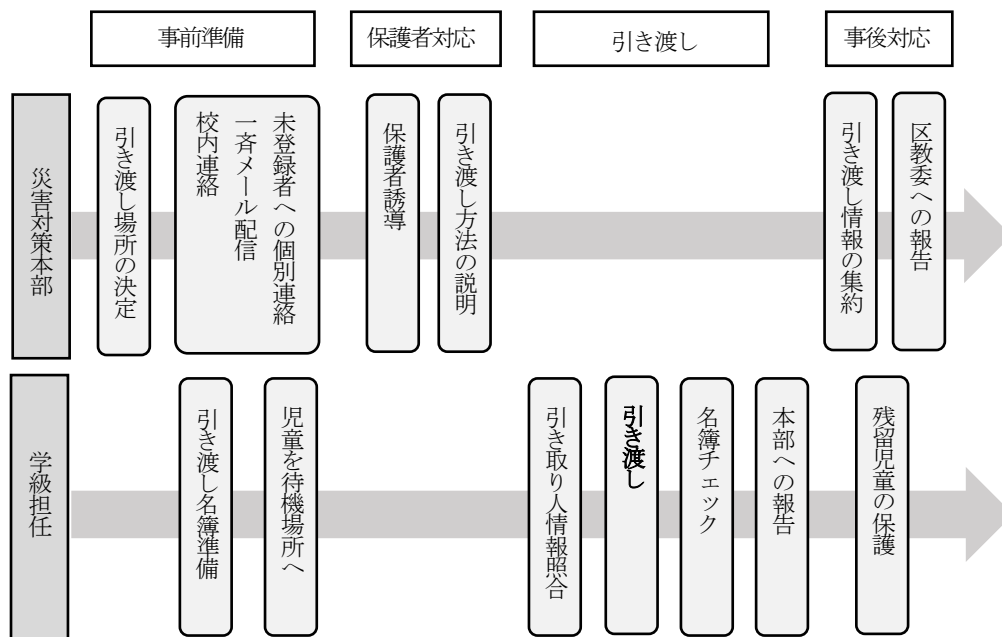
保護者へは、臨時措置が決定次第、速やかに一斉メールにて配信する。未登録者には個別で電話連絡をする。

判断基準		臨時措置・対応
登校前	<ul style="list-style-type: none"> ・区内震度5弱以上の地震が発生した場合 ・東海地震「警戒宣言」が発令された場合 ・前日に熱中症特別警戒情報（アラート）が発表された場合 	<p>全日臨時休業 (すでに登校した児童がいた場合、学校で保護し、保護者に引き渡す。)</p>
	<p>午前6時時点で、板橋区に※1に示す警報が解除されていない場合</p>	<p>始業時間の繰下げ又は全日臨時休業 ※1 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報 又は 大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、 大雪特別警報</p>
	<p>その他の地震や気象警報（雷注意報など）、土砂災害警戒情報が出ている場合</p>	<p>状況を見ながら登校 (保護者が判断し、登校を控える・時間を遅らせる場合は、連絡フォームで知らせてもらう。欠席や遅刻の扱いにはしない。遅れて登校する場合は、原則保護者付き添い。)</p>
在校中	<ul style="list-style-type: none"> ・区内震度5弱以上の地震が発生した場合 ・東海地震「警戒宣言」が発令された場合 	<p>原則、保護者への引き渡し</p>

在 校 中	<ul style="list-style-type: none"> 板橋区に※1に示す警報の発令があった場合 	<p>原則、警報が解除されるまで学校待機、その後下校</p> <p>※1 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報又は大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報 (ただし、学校の事情又は下校時間帯によっては、保護者への引き渡しとなる場合あり。台風等の接近が確実な場合、警報発令前に集団下校の判断をする場合あり。)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 雷注意報が発令された場合 気象庁「雷ナウキャスト」で雷雲接近が確認された場合(多発時期6～9月は、下校前に雷鳴が聞こえる場合に、空き教員が確認) 	<p>学校待機の後、通常下校又は保護者への引き渡しを判断 (雷が遠ざかり、安全が確認される又は「雷ナウキャスト」で学区が安全域に入る→集団下校) (30分経過しても安全確認できない→保護者への引き渡しを検討)</p>
校 外 活 動 中	<p>引率責任者と連絡・協議の上、上記の判断基準に準じて、校外学習活動の中止及び児童の引き渡し方法を判断する。通信手段の途絶により、校長と校外学習の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下す。現地引き渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全にも配慮して慎重に判断する。</p>	

【引き渡しの手順】

学校は、毎年度初めに緊急時取り人の名前や続柄、連絡先を調査し、「引き渡し名簿」を作成する。実際の引き渡しの手順は、下図のとおり。学級担任は、引き取り人から児童名・引き取り人氏名・続柄を聞いた上で、名簿上の情報と照合し、引き渡しを行う。



保護者へは、引き渡し実施の連絡時には、以下の留意事項も併せて伝える。

- ・自身の身に危険が迫っている場合には引き取りに来るのを控えること。
- ・学校に着いた段階で、周囲に危険が迫っている場合には、児童を引き渡さず、保護者とともに学校に留まる、もしくは児童・教職員とともに避難場所へ避難すること。

7 家庭との共有事項

校長は、各学級担任を通じて、保護者に対し、以下の内容を確実に依頼・周知する。校外活動など、通常授業とは異なる状況での災害・事故などの発生時の対応について、活動のしおりや事前説明会などで伝達する。

〈依頼・周知時期〉

新1年生は新1年生保護者会、他学年は毎年度最初の保護者会、学年途中の転入生は転入手続き時

〈依頼・周知方法〉

保護者会における資料配布、及び学級担任からの説明

【学校と家庭の情報伝達・連絡方法】

〈学校から家庭への情報伝達手段〉

①一斉メール

入学時、保護者にメールアドレスの登録を依頼する。その後は、年度初めにメールアドレスの変更確認を行う。未登録家庭には、個別で電話連絡をする。保護者からの返信が必要ない連絡事項を伝達する際に用いる。

②本校HPへの掲載

個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

〈家庭と学校との相互連絡手段〉

①電話

入学時、保護者に「児童個人カード」や「**秘**保健調査」の記入を依頼し、緊急連絡先を把握する。

毎年度、4月に保護者にGoogleフォームでアンケートを行い、「児童引き渡し名簿」を作成する。

②オンライン授業システム「Classroom」

連絡帳ツール「ストリーム配信」を用いて、学級担任と家庭との双方のやりとりが可能になる。

〈電話・メールが利用不能な場合の代替手段〉

- ・災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）
- ・家庭訪問（不在だった場合にはメモを残す）
- ・避難所への巡回、掲示
- ・保護者への「学校への連絡」呼びかけ
（校門への掲示、PTA役員や地域町内会役員などへの伝言依頼、区からの広報）

【臨時措置】

災害・事故などが発生した場合又は発生が予想される場合に、行われる臨時措置の判断基準や連絡方法、引き渡し方法について保護者に周知する。詳細は、前項「6 臨時措置」を参照。

【家庭で話し合っておく事項】

災害・事故などが発生した場合に対する家庭での備えについて、総合防災訓練の際など、各家庭で話し合う機会をつくる。特に、児童と保護者が離れている時の対応として、以下の点について各家庭の状況に応じた話し合いを促すこととする。

〈登下校中、通学路で危機事態が発生した場合の対応（実際に歩いて確認）〉

- ・自宅・学校のどちらに向かうか（自宅に保護者がいて、被災地点が自宅に近ければ自宅に戻る、保護者不在の場合や学校に近い場合には学校へ行くなど）
- ・大きな地震の場合の避難先（近隣の津波避難ビル）
- ・通学路上の「子ども110番の家」の場所

〈自宅で保護者が不在のときに危機事態が発生した場合の対応〉

- ・自宅で自分の身を守る行動の取り方
- ・保護者との連絡の取り方（複数の手段）

〈公共交通機関が途絶し両親が勤務先から戻ることができない場合の対応〉

- ・学校にいる場合には学校で数日間待機する可能性があることを確認

8 情報収集

校長は、情報収集担当者に指示し、以下に示す多様な手段をできる限り活用して、災害・事故などの発生（予測）状況・被害状況及び今後の見通しに関する情報を収集する。

- ・テレビ、ラジオ
- ・板橋区デジタル防災行政無線
- ・気象庁ウェブサイト
- ・国土交通省川の防災情報
- ・いたばし防災＋ポータル
- ・いたばし防災＋アプリ
- ・板橋区防災メール配信システム
- ・緊急速報メール（エリアメール）
- ・板橋区気象観測情報（雨量／水位）
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）
- ・PTA役員、その他保護者、地区防災組織役員、消防署員からの情報
- ・担当教職員による通学路の巡回（安全確保）結果

9 関係機関の緊急連絡先一覧

事故項目	事故内容	担当部署	連絡先
児童の指導に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の死亡、行方不明、重傷のけがなど ・教育活動に起因する事故やけが ・児童の問題行動のうち報道が予想されるもの 	指導室指導主事 学校緊急対応 チームSTART	03(3579)2643 03(3579)2554
児童の健康・給食に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校管理下の交通事故、児童のけがで治療費の補償を請求する場合 	学務課 学校保健係	03(3579)2616
	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の食品などの事故 	学務課学校給食係	03(3579)2617
学校の施設設備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の破損など 	新しい学校づくり 担当課	03(3579)2608
学校管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休校、振替授業など ・インフルエンザによる臨時休業 	指導室指導主事 学校保健係	03(3579)2643 03(3579)2616
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報紛失、侵入事故、火災、現金、物品盗難 ・損害賠償を伴う事故 ・用務委託者の事故 	庶務課庶務係	03(3579)2603

事故項目	事故内容	担当部署	連絡先
教職員に関する事	・教職員の死亡、傷害、遭難、行方不明、体罰、交通事故、非行など	指導室教職員係	03(3579)2641
区職員に関する事	・区職員の死亡、傷害、遭難、行方不明、体罰、交通事故、非行など	庶務課庶務係	03(3579)2603
放課後事業他	・職員の配偶者、父母、子の死亡（ふ報をFAX） ・その他特に報告すべき事項	庶務課庶務係	TEL 03(3579)2603 FAX 03(3579)4214
	・いきいき寺子屋事業、 学校開放事業での事故	学校地域連携担当者	03(3579)2619

機関名	TEL	住所
警察（局番なし）	110番	
高島平署（上赤塚交番）	03(3979)0110	高島平3-12-32
消防（局番なし）	119番	
救急相談	#7119	
赤塚出張所	03(3930)0119	赤塚3-1-10
板橋区保健所	03(3579)2332・03・33	大山東町32-15

学校医（医療機関名）		TEL	診療時間／休診日
内科	飯沼真理子（内田診療所）	03(3936)8790	9～12時、15時～18時／木、日、土PM、祝
眼科	小暮慎二（小暮眼科）	03(3937)3555	9時半～12時半、14～17時 ／木、日、土PM、祝、第3土
耳鼻科	伊藤勇（いとうクリニック）	03(5968)8733	9～12時半、15～18時 ／木、日、土PM、祝、第4土
歯科	氷見育夫（氷見歯科医院）	03(5997)5957	10～12時、15～18時／木、日、土PM、祝
薬剤師	神吉恵子	03(3930)9300	

診療科	病院名	TEL	備考
総合	小林病院	03(3930)7077	月～土 9～12時、14時半～17時 脳神経外科、整形外科あり
	安田病院	03(3939)0101	月～金 9～12時半、14時半～16時半
	医師会病院	03(3975)8151	月～土 9～11時
整形外科	田辺整形外科	03(5998)0061	土PM・日休診
	北村整形外科	03(3939)3020	土AM・日休診
皮膚科	成増駅前かわい皮膚科	03(3938)1112	日休診、形成外科あり
	かわだ皮膚科	03(5968)3533	水土日休診
歯科	マミ歯科	03(5997)4580	水日休診、口腔外科あり
	石井歯科クリニック	03(3938)6464	水日休診
脳神経外科	のむら脳神経外科	03(6906)6245	木・土曜PM休診、MRIあり

※受診時は必ず事前に電話連絡をする。

(参考資料)

「震度とゆれの状況」 出典：国土交通省気象庁

震度とゆれの状況

0		【震度0】 人は揺れを感じない。
1		【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2		【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。
3		【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
4		【震度4】 ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。
5弱		【震度5弱】 ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につままりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
5強		【震度5強】 ● 物につまもらないと歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が崩れることがある。
6弱		【震度6弱】 ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強		【震度6強】 ● はわないと動くことができない飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		【震度7】 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

この表は、ある震度が観測された時に、その周辺で発生するゆれなどの現象や被害の目安を示したものです。
詳しい解説は以下の気象庁ホームページに掲載しています。
気象庁震度階級関連解説表 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html>

「段階的に発表される防災気象情報と対応する行動」 出典：国土交通省気象庁

気象状況	気象庁等の情報		市町村の対応		住民がとるべき行動	警戒レベル
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	キキクル 災害切迫 氾濫発生情報	緊急安全確保 <small>※必ず発令される情報ではない</small>	命の危険 直ちに安全確保！ <small>※すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。</small>		5
大雨の数時間～2時間程度前	土砂災害警戒情報 高潮警報 高潮特別警報	危険 氾濫危険情報	避難指示 第4次防災体制 <small>(災害対策本部設置)</small>	危険な場所から全員避難 <small>・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。</small>		4
	※大雨警報 洪水警報 高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報	警戒 氾濫警戒情報	高齢者等避難 第3次防災体制 <small>(避難指示の発令を判断できる体制)</small>	危険な場所から高齢者等は避難 <small>・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</small>		3
大雨の半日～数時間前	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報 高潮注意報	注意 氾濫注意情報	第2次防災体制 <small>(高齢者等避難の発令を判断できる体制)</small> 第1次防災体制 <small>(連絡要員を配置)</small>	自らの避難行動を確認 <small>・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。</small>		2
大雨の数日～約1日前	早期注意情報 <small>(警報級の可能性)</small>		心構えを一段高める 職員連絡体制を確認	災害への心構えを高める		1

※夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

C 事例別対応マニュアル

(1) 生活安全

①不審者侵入対応

1 未然防止・危機発生に備えた対策

【校門及び校舎入口の管理】

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は各学級担任を通じ、これを児童及び保護者に周知するとともに、登下校時刻の遵守を児童に徹底させる。

時間	児童・教職員	来校者 (保護者を含む)
登校	・児童は、8時～8時20分の間に、 <u>北門又は東門から登校する。</u> <u>(R7.9～R8.3)</u> ・用務主事が、登校時間帯に合わせて解錠、施錠を行う。	原則、北門から 出入りする。 (自転車の方は東門)
授業中	・児童、教職員ともに <u>北門</u> を内側から解錠し、出入りする。	
下校	・児童は、最終下校時刻(最後の授業終了から15分後)までに下校する。 ・用務主事が、門を下校時間帯に合わせて解錠、施錠を行う。	
放課後	・正門より出入りする。17時以降は、退勤者がその都度、職員玄関を施錠する。	

【来校者の管理】

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策をとるよう努める。

- インターフォンが鳴ったら、教職員が応答し、用件を尋ね、人物確認を行う。
 - ・保護者を名乗ったら、児童名を確認する。
 - ・職員への来客は、職員室に確認する。
 - ・業者は単独で校舎内に立ち入らせず、荷物は受付で受け取る。
- 受付にて、来校者名簿に記入を求める。
- 保護者には、年度初めに配布するネームプレートに、記名した名札を入れて持参し、首から下げるよう求める。
- 保護者の自家用車による来校は原則禁止とする。自転車で来校し、駐輪場を利用する場合は、事前に許可証の発行を学校に依頼し、利用時は許可証を提示する。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には、名札を確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

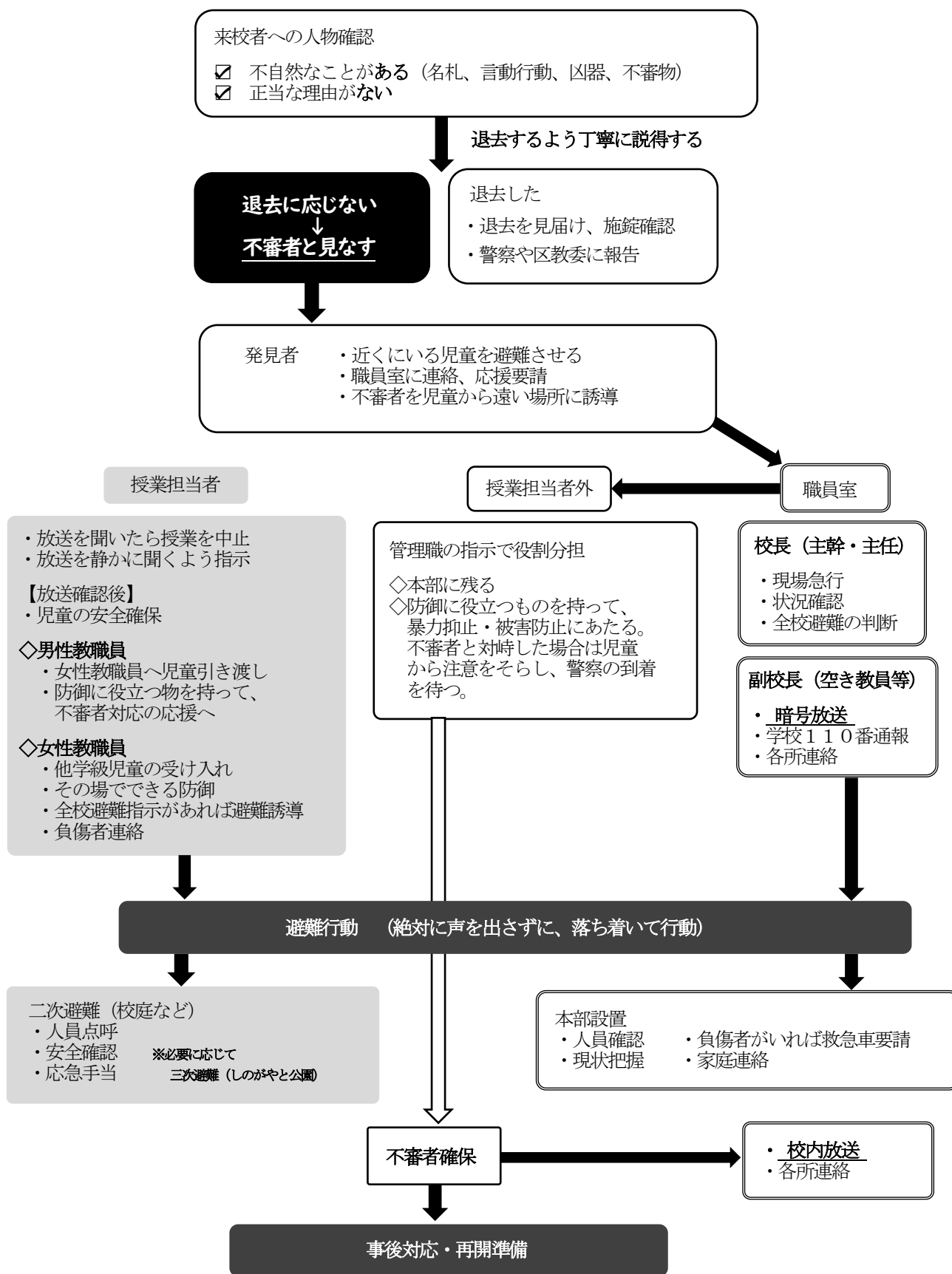
【校内巡視、看護当番】

通常授業日は、日直の教員が午前、午後には巡視を行う。中休み・昼休みは、看護当番(当日の日直と、前日の日直)が校庭に出て、見守りを行う。

【校外の巡視・巡回】

每学期初めの登校指導日には、教員が通学路の巡視を行う。その後、児童の実態に応じた登校指導を行う。また、地域見守り隊の協力を得て、登下校時の児童の見守り活動を実施する。

2 不審者発見時の対応方法



3 教職員の役割分担（管理職不在時）

<p>不審者を発見した教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○近くに児童がいたら、避難させ、安全を確保する。 ○内線電話などで職員室に不審者の侵入を知らせ、応援を呼ぶ。 複数人での対応を基本とする。 ○危険を冒さず、校舎に入って施錠するなど、自らの身を守る。 ○不審者が校舎内に立ち入った場合、児童から遠い場所にある部屋に案内する。 <ul style="list-style-type: none"> ・不審者の前ではなく横に立つ。 ・不審者は部屋の奥に案内し、教職員は入口近くに位置する。 ・出入り口の扉は開放しておく。 ・凶器を隠し持っている場合があるので手の動きに注意する。 ・不審者が興奮しないように丁寧に落ち着いて対応し、警察の到着を待つ。
<p>副校長 (知らせを受けた職員室の教職員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○校長（職員室にいる主幹又は主任）に不審者の侵入、場所、性別、人数、凶器の有無などについて報告する。 ○教職員の1名を指名し、<u>暗号放送</u>を指示する。 (放送が使えないときは、メガホン・マイク・鐘などで代用する。) ○学校110番に通報し、受理用電話に応答する。 ○主事室、事務室、給食室に不審者の侵入を知らせる。 ○保健室に児童がいるかどうかを確認し、いた場合の避難方法を指示する。 ○負傷者の連絡を受けた場合は、状況に応じて応急手当の指示、必要に応じて119番通報を行う。 ○必要に応じて、区教委への緊急連絡・近隣校への緊急情報提供を行う。
<p>校長 (主幹又は主任)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○侵入場所近辺へ行き、状況を確認する。 ○全校避難をさせるかどうかの判断をする。 ※既に別の場所で事故などが発生している可能性もある。自分の目の前で起こっていることがすべてだと思いつままないようにする。
<p>児童の指導をしている男性教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>暗号放送</u>を聞いたら、近くの女性教職員に、指導中の児童を引き渡す。 ○トイレや廊下など、別の場所にいる児童がいないか確認する。いれば、すぐ教室に入れる。 ○防御に役立つもの（以下参照）を持って、不審者の居場所に駆け付け、暴力の抑止と被害の防止にあたる。 ○不審者と対峙した場合は、児童から注意をそらし、近づけないようにしながら、警察の到着を待つ。
<p>児童の指導をしている女性教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>暗号放送</u>を聞いたら、トイレや廊下など、別の場所にいる児童がいないか確認する。いれば、すぐ教室に入れる。 ○男性教員の学級の児童を受け入れる。すばやく教室内に誘導する。 ○その場でできる限りの防御を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 教室：出入り口の扉を施錠し、カーテンを閉める。出入り口の扉前に、机などでバリケードを作る。児童は窓側に集め、いつでも逃げられるようにしながら、静かに待機させる。 体育館：内側から施錠し、児童はステージ側に集め、いつでも逃げられるようにしながら、静かに待機させる。 校庭：不審者の居場所から遠い場所に児童を集め、いつでも逃げられるようにしながら、静かに待機させる。 ○<u>全校避難放送</u>があった場合は、絶対に声を出さないよう指導し、落ち着いて避難する。 ○負傷者がいる場合は、内線で本部（職員室）に知らせる。 ○<u>不審者確保後の放送</u>があった場合は、放送で指示された場所へ児童を移動させる。

指導中ではない教職員	<p>○校長・副校長（主幹又は主任）に指名された教職員は本部として、職員室に残る。</p> <p>○他の教職員は防御に役立つものを持って、暴力の抑止と被害の防止にあたる。</p> <p>○不審者と対峙した場合は、児童から注意をそらし、近づけないようにしながら、警察の到着を待つ。</p>
------------	---

【放送内容】

<p><u>暗号放送</u> ※2回繰り返す チャイムを2回鳴らす。 「（不審者の居場所）に大きい荷物が届いています。お手隙の先生は、手伝いをお願いします。」</p> <p><u>全校避難放送</u> ※2回繰り返す 「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇〇に集合してください。なお、〇年生は、〇〇室の前の階段を使用してください。」</p> <p><u>不審者確保後の放送</u> ※2回繰り返す 「安全が確認できましたので、全員〇〇〇に移動します。続いて、各学級の人数報告をお願いします。」</p>
--

【防御に役立つもの】

さすまた、机・椅子、長いものさし、傘、消火器など

【不審者確保後】

- ・副校長（他の教職員）は、不審者確保を本部、主事室、事務室、給食室に知らせる。
- ・校長（本部の教職員）は、放送で安全が確保されたことを知らせ、集合場所を指示する。
- ・児童及び教職員へ、不安を抱きすぎることのないよう、必要な範囲で事態の説明をする。
- ・区教委への報告・近隣校への情報提供を行う。

②けが（頭頸部外傷など）や病気への対応

1 未然防止・危機発生に備えた対策

【指導計画を作成する上での確認事項】

校長は、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図る。

- ・活動目標を明確にした上で、事故発生要因となりうる以下の危険要因を十分に見極め、指導計画に反映する。
 - ①個人（スポーツを実践している人）の要因
 - ②方法（スポーツの方法・内容・仕方など）の要因
 - ③環境（スポーツの施設、設備、用具、自然条件、社会環境など）の要因
 - ④指導・管理（スポーツの指導方法・内容、管理体制など）の要因
- ・教員は、活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や生徒の健康状態などの情報交換など、連携を十分に図る。
- ・養護教諭は、「学校生活管理指導表」や「秘保健調査」などから、児童の管理区分（運動制限）や既往歴などを把握するとともに、把握した情報を、個人情報取り扱いに留意した上で、全教職員で共有しておく。
- ・児童の健康状態に配慮した活動間を設定する。
- ・疲れや体調不良など、日頃から児童の健康管理に十分配慮する。
- ・運動種目などの特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。
- ・学級担任（授業担当教諭）が不在の場合は、事故の起きやすい活動内容を避ける。

【児童への指導事項】

教員は、授業、活動を行うにあたり、以下の点について児童に十分指導する。

- ・児童自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。
- ・過剰な練習や無理な環境下での練習は、様々な事故の誘引となる危険性がある。
- ・長時間集中して活動していると判断力が低下してくるため、周囲の児童が互いの体調を相互管理する。（体調不良の観察、声掛けなど）
- ・自分自身が体調不良（頭痛、吐き気・気分不快など）を感じたときには、速やかに教員に伝える。
- ・人が倒れた場合、周りに居合わせた人たちの迅速な行動（心肺蘇生やAEDの使用など）が大切であり、それによって命を救うことができる可能性がある。

【保健室での対応に関する共通理解事項】

〈利用のルール〉

- ・児童は必ず担任に保健室へ行く旨を伝えてから来室する。他児童に伝えてもらうも可。

〈けが〉

- ・学校で行う手当は応急処置である。前日までのけが、学校管理外でのけがの手当は、原則行わない。

〈体調不良〉

- ・保健室での休養は、基本的には1時間までとする。
- ・37.5℃以上の発熱、感染症の疑い、休養しても回復しないなどの場合は、早退とし、保護者にお迎えを依頼する。
- ・内服薬は与えない。※けがの応急処置で、第3類医薬品（ワセリン、冷湿布など）は使用することがある。
- ・保護者から服薬補助の依頼があった場合は、保健室にて行う。非常時用の薬の預かりの依頼があった場合は、管理職と保護者と相談して、対応を検討する。
- ・救急車要請の対象となる事例

意識がはっきりしない、顔面蒼白、呼吸異常/停止、手足の硬直、けいれん、多量出血、広範囲熱傷、激しく繰り返す嘔吐、水分が取れない、激しい頭痛・腹痛、血便、飲み込み、全身の蕁麻疹、溺水、高所墜落（骨折疑い、深い傷、腫脹、首から上のけが、強い痛みは、医療機関受診を勧め、状況に応じて救急車要請。）

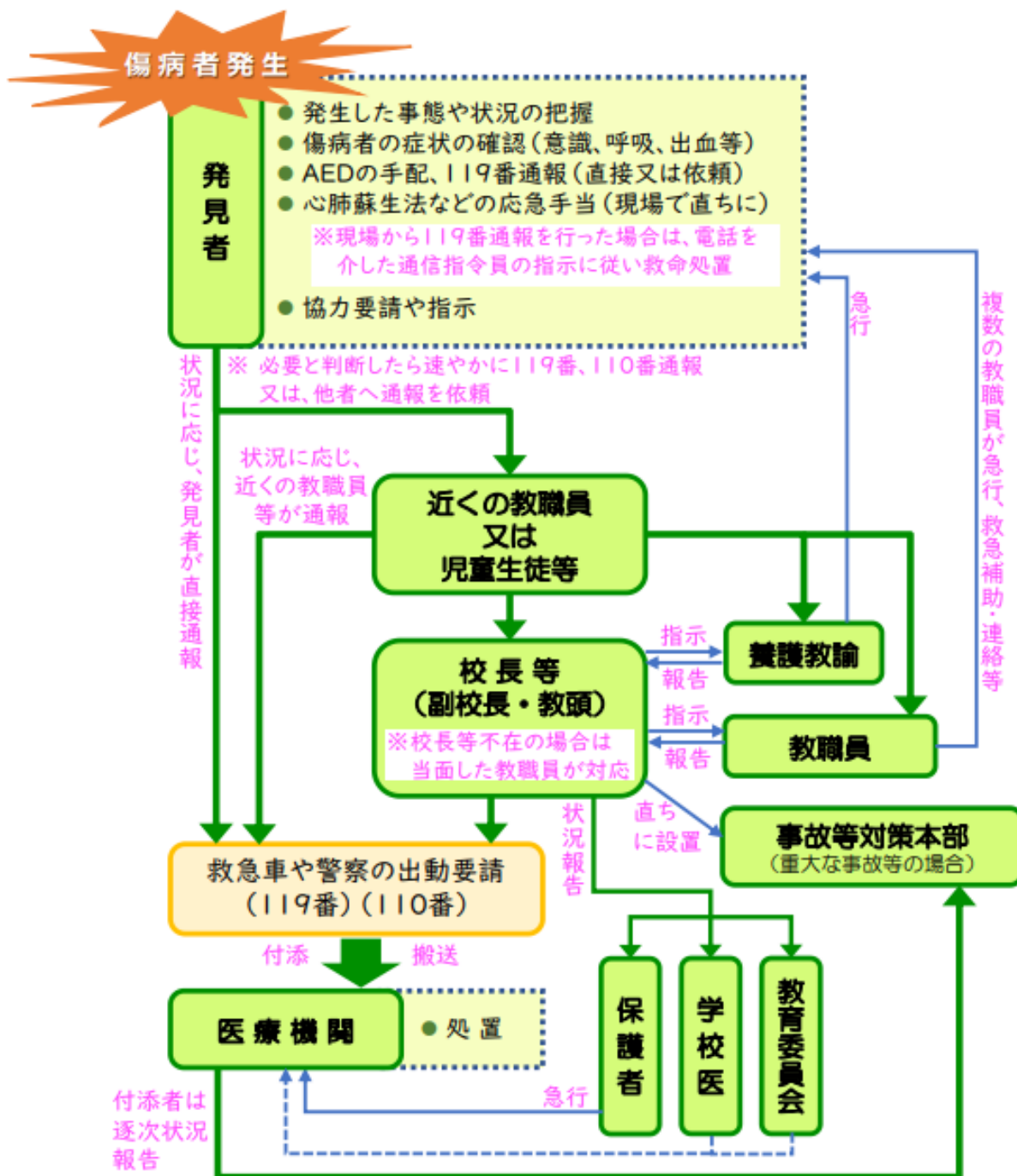
〈養護教諭不在時〉

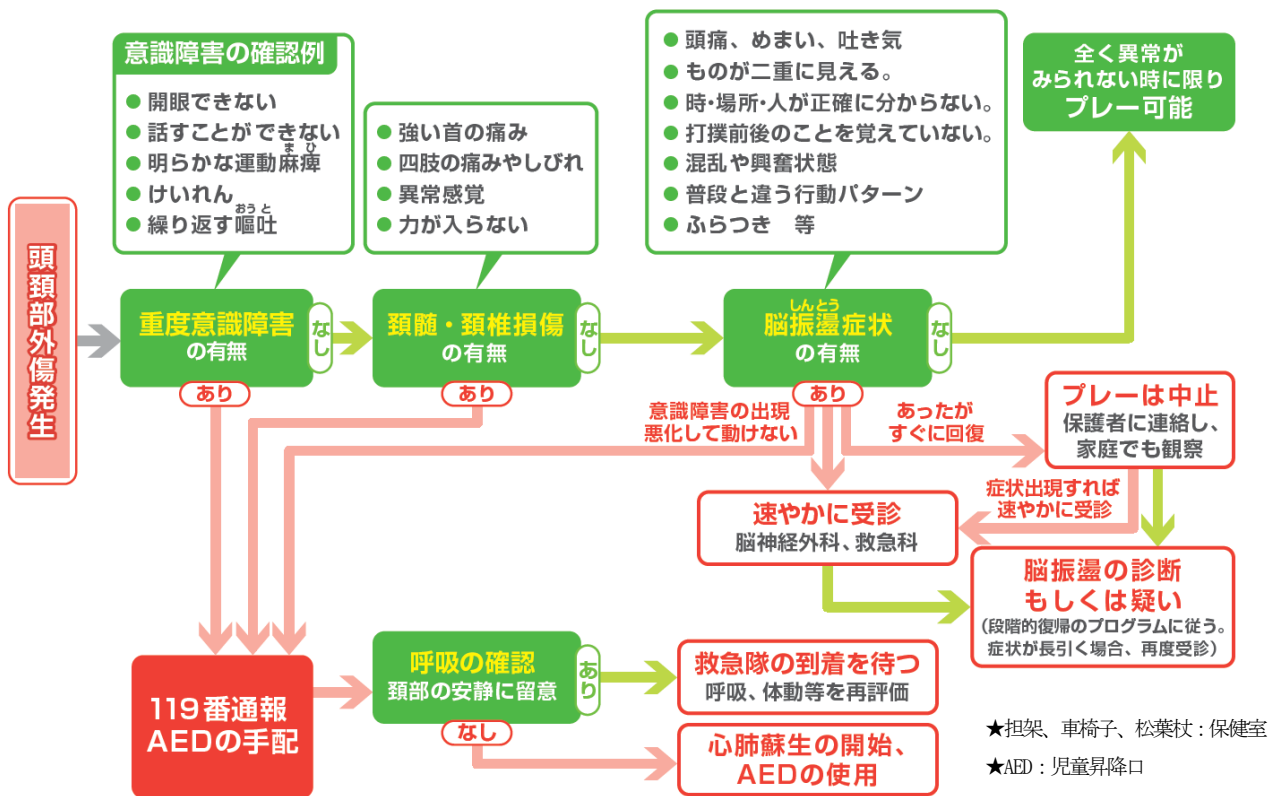
- ・児童を休養させる場合には、見守りをつけ、一人にさせない。
- ・保健室を利用した際は、必ず記録を残す。

〈保護者連絡について〉

- ・首から上のけが、対人関係のあるけがは、担任から保護者への電話連絡を行う。（状況に応じて、養護教諭が早めに連絡することがある。）
- ・保護者希望の受診先がある場合は、優先して医療機関の選定を行う。救急車要請の場合は、事前に保護者から希望の受診先について申し出がなければ、救急隊に搬送先選定を任せる。
- ・早急な受診が必要と思われる際に、保護者と連絡がとれない場合は、管理職の判断で病院に搬送する。
- ・帰宅後に医師の診断を受けた場合は、保護者に電話やGoogleフォームで学校へ連絡してもらう。

2 事故発生時の対応方法・教職員の役割分担（管理職不在時）





頭頸部外傷への対応

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業 「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）

③熱中症対応

1 未然防止・危機発生に備えた対策

【暑さ指数を用いた活動判断】

日直は、暑さ指数（WBGT）を確認し、中・昼休み時間や朝の元気キッズなどの外遊びの可否や注意事項について、校内放送をする。

担任は、体育授業や屋外での活動時に、暑さ指数（WBGT）を確認し、下表に基づいて運動や活動の実施可否を判断し、休憩や水分塩分補給について指示・指導する。

暑さ指数に応じた注意事項

暑さ指数 (WBGT)	運動指針		日常生活における注意事項
31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり、水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり、適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症により死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	一般的に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

出典：学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月）

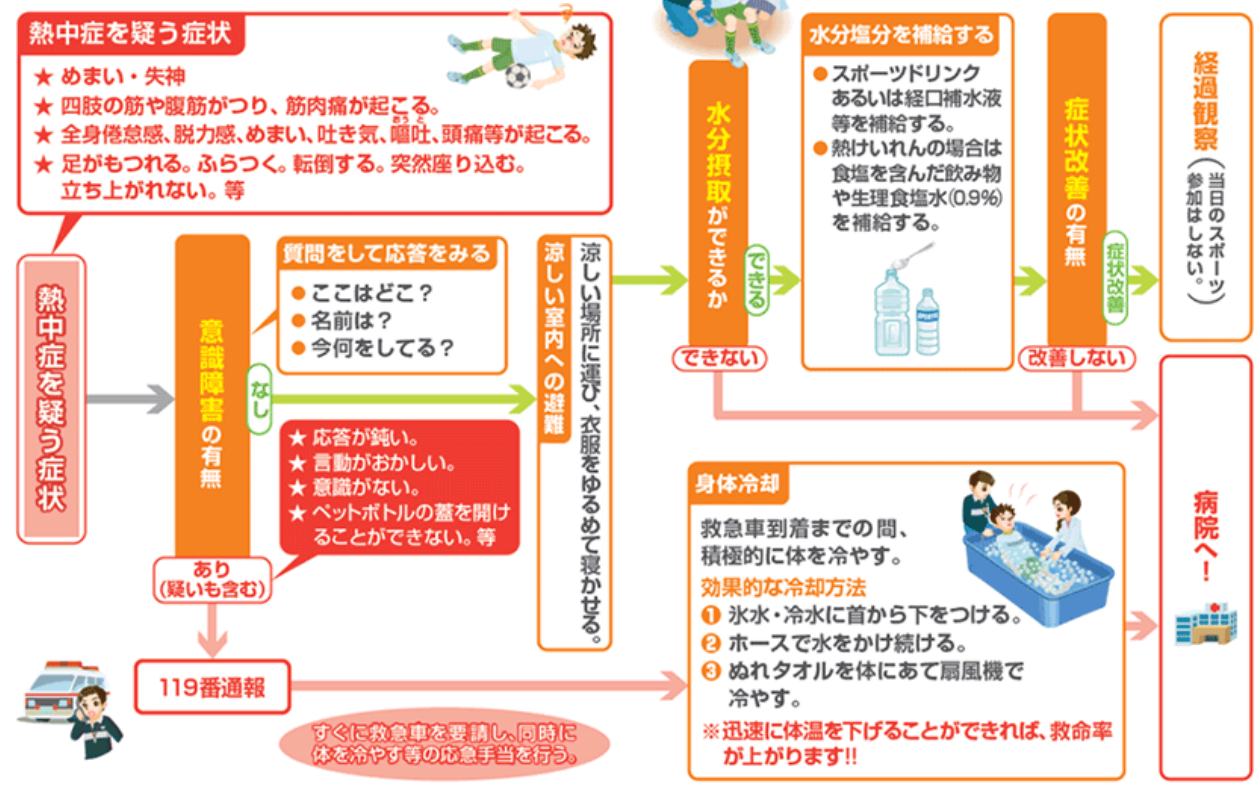
* 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人、暑さに慣れていない人

【熱中症防止の留意点】

校長は各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず、適切な防止措置を講ずる。

環境	直射日光、風の有無	直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。
	急激な暑さ	梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別	体力、体格の個人差	肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。
	健康状態、体調、疲労	運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う
	暑さへの慣れ	久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。
	衣服	衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。

熱中症への対応



熱中症の応急処置フロー

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での 事故防止対策推進事業 「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」(令和2年12月)

④食物アレルギーへの対応

1 未然防止・危機発生に備えた対策

【食物アレルギー対応委員会の設置】

校長を責任者とし、下表の関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に必ず設置する。委員会では、管理指導表を用いて、文部科学省及び区の方針に基づき、対応方法を決定する。

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	副校長	校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医との連携、事故防止
	栄養教諭・栄養士	給食調理・運営の安全管理、事故防止
	給食主任	栄養教諭などの補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

【児童への対応方法】

対応開始から実施の流れは、以下のとおりである。

実施項目	内容	実施時期
①アレルギー疾患があり、学校での管理を必要とする児童の把握	就学時健康診断の際に、新1年生の全保護者に対し、アレルギー疾患の状況を調査する。給食での除去対応が必要な場合は、栄養士から説明をする。転入生の保護者へは転入面談時にアレルギー疾患の状況を調査する。	11月
②食物アレルギー対応を希望する児童の保護者への書類配布・提出依頼	①により、申し出があった場合には、保護者へ必要書類を渡し、管理が必要な期間は毎年提出を依頼する。管理指導表について文書料（診断書料）がかかる場合は、保護者負担となる旨、保護者に説明する。	11月～ 3・4月
③（書類提出後）保護者との面談	新入生、転入生、前年度からの対応の変更がある児童生徒は給食開始前に面談を行う。新規発症者は速やかに、継続の場合は必要に応じて面談を行う。継続で、状況により面談を行えない場合も書面にて確認を行う。学校生活での留意事項とアレルギー対応とを併せて、聞き取りを行う。	3～4月
④食物アレルギー対応委員会の開催	校長が決定者となり、対応方法を決定する。併せて緊急時の役割を確認する。決定した対応内容は保護者とも共有する。	3～4月
⑤対応の開始	栄養士は、食物アレルギー対応献立（除去食）を立て、それに沿って「アレルギー除去チェック表」を作成し、決裁を仰ぐ。その後、書類を専用袋に入れ、担任経由で保護者に配布し、確認を依頼する。保護者の確認後、管理職及び養護教諭、担任、調理員らと「アレルギー除去チェック表」を共有する。	4月

【校内研修の実施】

緊急時に備え、毎年度4月給食開始前に全教職員を対象に研修を実施する。教職員間でそれぞれの役割分担を確認し、手順に基づき、エピペンや内服薬の使用を含めて、具体的・確実に対応できるよう、シュミレーション

ン訓練を実施する。また、水泳安全研修と兼ねて、夏期休業中に心肺蘇生法研修を実施する。

【事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策検討】

学校や調理現場で起きた事故及びヒヤリハット事例は、校内食物アレルギー対応委員会に報告し、事例の原因を究明し、防止策を協議、周知、運用する。また、定期的に学校ごとに対応方法の評価、検討を行う。ヒヤリハットを含め、すべての事例は区教委に報告する。

事故発生後、医師から原因食材の見通しを伝えられた際は、弁当持参又は例外的な対応となるが、除去食を提供し、管理指導表の速やかな提出を依頼する。

【エピペン®の管理】

アナフィラキシーに陥った時に、エピペン®を迅速に注射するためには、児童本人のランドセルで保管、携帯することを基本とする。重篤なアレルギーの児童が、複数本のエピペン®を処方されている場合は、緊急時の速やかな処置に備えて、予備のエピペン®を職員室（前方入口の机の引き出し）に保管する。全教職員がいつでも取り出し、対応できるよう、保管場所を周知する。

赤塚体育館での体育授業時は、毎回の持参に伴う紛失のリスクを鑑み、学校からの持ち出しは基本行わない。（保護者と相談し、重篤なアレルギーの児童にのみ、本人が持参をする場合もある。）

校外学習や宿泊を伴う行事などの場合は、保護者が本人の荷物にエピペン®を入れる。また、緊急時に他児童のエピペン®を取り違えることのないよう、ケースに児童名を明記させる。

【弁当の管理】

除去食の提供が困難な場合は、必要に応じて家庭から弁当持参を依頼する。児童が持参した弁当は、本人が朝のうちに校長室に預け、給食の時間になったら本人が取りに来る。

【給食指導】

教員は、給食指導を行うにあたって、以下の点について児童に十分指導する。

- ・事故防止のため、その日の給食でアレルギー対応がある児童には、いずれの献立も「おかわり」及び「盛付後の量の調整」はさせない。（乳アレルギー対応者で、飲用牛乳のみ除去となる日を除く。）
- ・「いただきます」をしてからラップを外す。
- ・該当児童が給食当番のときや、喫食中、片付け、掃除の際にアレルギー原因食物に触れないように注意する。
- ・アレルギー対応にあたっては、該当児童及び保護者の意向を踏まえて、食物アレルギーについての基本的な理解を促す指導を行い、該当児童がストレスを感じないように配慮する。

【給食以外の学校生活における対応】

食物アレルギーについては、給食以外にも以下のとおり、留意事項がある。給食同様、管理指導表を用いて、文部科学省の方針に基づき、個別面談にて対応を確認する。

〈家庭での食事〉

- ・家庭で経口免疫療法を行っている場合、学校で発症するリスクを軽減するため、登校前の朝食など、学校で症状が出るような時間には摂取しないよう説明する。

〈体育・休み時間・クラブ活動〉

- ・食物依存性運動誘発アナフィラキシーの児童は、給食での対応を行うとともに、食後の運動について配慮する。運動をする予定があれば、原因食物を4時間以内に摂取しないようにする。

〈調理実習を伴う活動〉

- ・献立にアレルギー原因食物が含まれていないか、確認する。重篤なアレルギーの児童がいる場合は、原則として、コンタミネーションの危険がある食品は使用しない。
- ・使用食材を事前に周知し、原材料にアレルギー原因食物が含まれる場合は、実習では除去対応は難しいことを伝え、可能な範囲での参加となることを伝える。

〈校外学習・宿泊を伴う行事〉

- ・食物アレルギーがあっても、安心安全な校外学習や宿泊が行えるよう、管理指導表や保護者からの情報をもとに、学習内容などを検討し、旅行事業者や宿泊施設管理者に情報を伝えるとともに、事前に食事内容や食材の確認をする。
- ・学校と保護者間で、対応について共通認識を図る。
- ・誤食を防ぐため、対象児童にも注意を促す。
- ・学校は各場面に応じた対応内容を確認しておく。
- ・アナフィラキシーを発症した場合の対応について、学校は事前に保護者、主治医などと打合せをし、緊急時の連絡体制、対応、搬送先（宿泊先周辺の適切な医療機関）などの決定事項は、保護者及び教職員で共有する。

〈その他〉

家庭科の調理実習以外の授業や学校生活においても、食物を教材とすることがあるため、留意する。

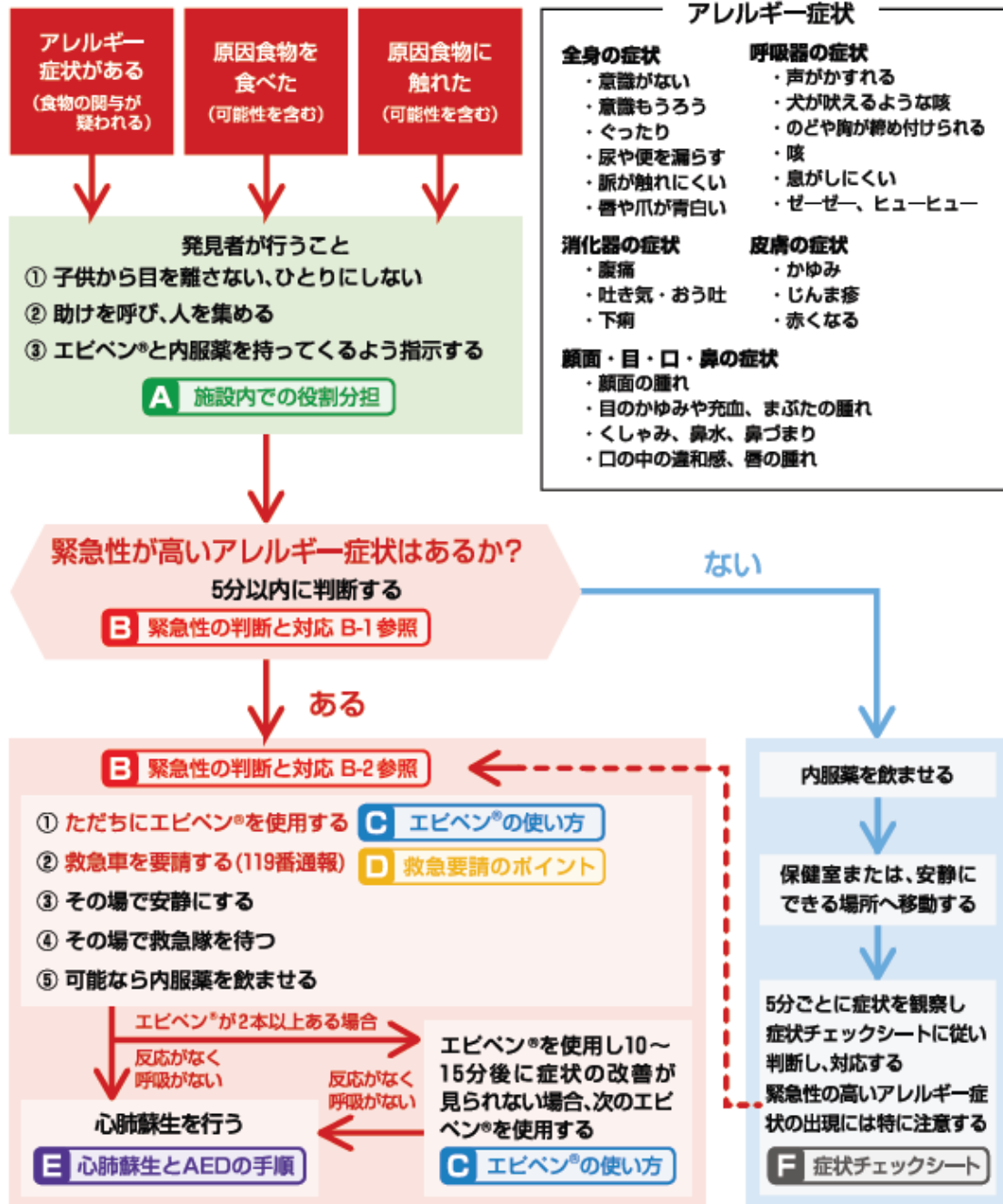
- ・移動教室や校外学習（弁当や菓子類のやりとり、自由行動での食事内容）
- ・食物を教材とする機会（理科の実験で柑橘類使用、出前授業のサンプル、小麦粘土の使用、買い物体験）

2 事故発生時の対応方法・教職員の役割分担（管理職不在時）

緊急時は、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（東京都）に基づき、対応する。

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

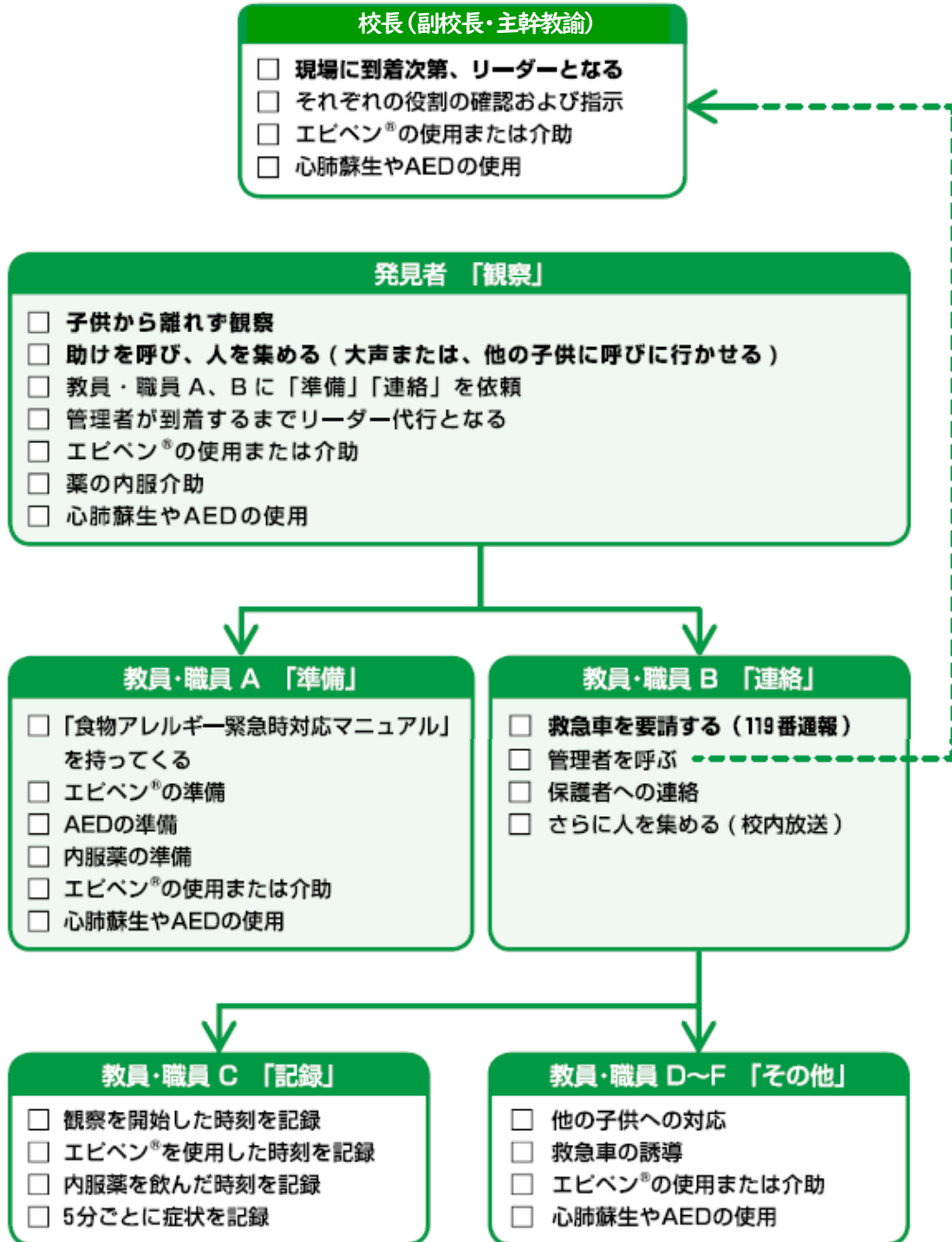
アレルギー症状への対応の手順



A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



B

緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

→ **C** エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

→ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

↓
保健室または、安静にできる場所へ移動する

↓
5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C

エピペン[®]の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!**

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- 衣類の上から、打つことができる
- 太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合

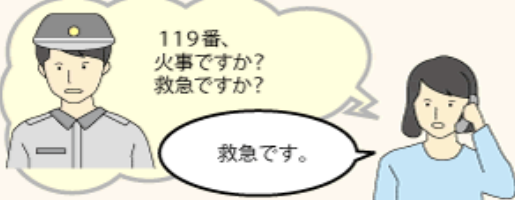


座位の場合

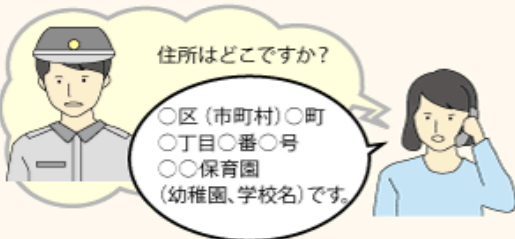


救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

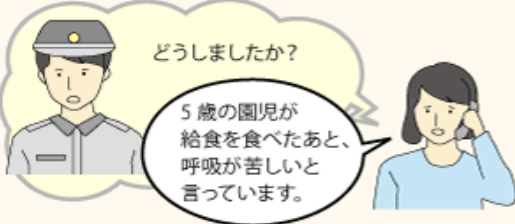


①救急であることを伝える



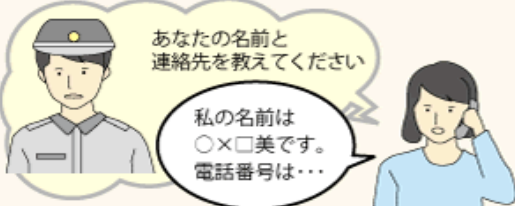
②救急車に来てほしい住所を伝える

板橋区赤塚3-1-22
板橋区立赤塚小学校



③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エビペン[®]の処方やエビペン[®]の使用の有無を伝える



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

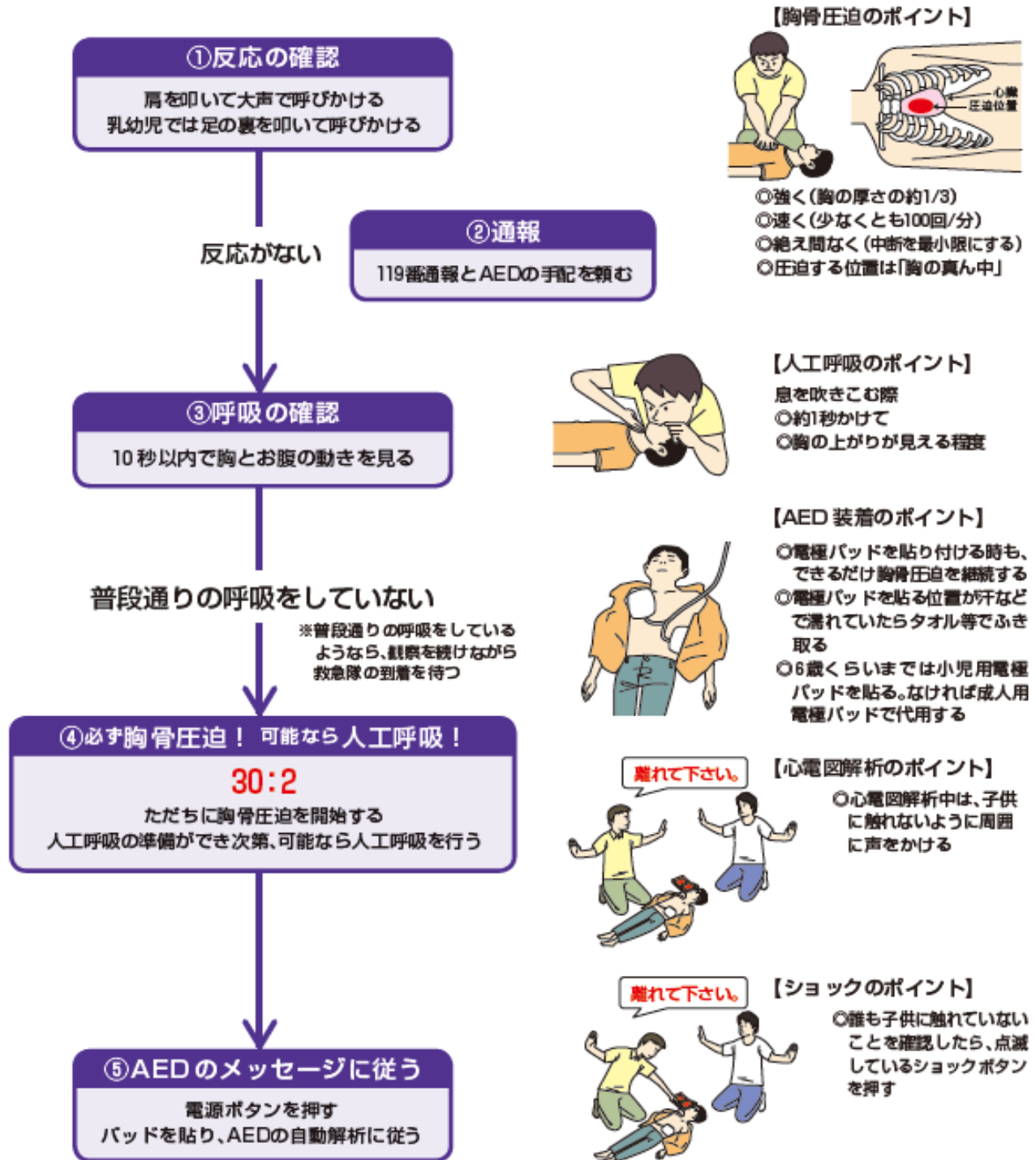
119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く
- 通報者を限定しない。必要があれば、第一発見者をはじめ、誰でも即座に通報する。
- 通報は事故現場から直ちに行う。(傷病者の状況を伝え、通信指令員からの口頭指導を受けるため)
- スピーカー機能があれば切り替え、両手を自由にして心肺蘇生を行うとともに、通信指令員の指示を応援のメンバーと共有しながら対処する。心停止かどうかの判断に迷う場合や、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、遠慮することなく指示を仰ぐようにする。

心肺蘇生とAEDの手順

- ◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



- ◆AEDのアナウンスが電気ショック「必要」でも「必要なし」でも反応が戻らない場合は、どちらも胸骨圧迫を継続する。「電気ショック不要」は、心肺蘇生が不要という意味ではないので、誤解しない。

F

症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆の症状が1つでもあてはまる場合、エビペン®を使用する

(内服薬を飲んだ後にエビペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エビペン®を使用した時刻(時 分)

全身の
症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器
の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

消化器
の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返して吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1～2回のおう吐
- 1～2回の下痢

- 軽いお腹の痛み (がまんできる)
- 吐き気

目・口・
鼻・顔面
の症状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエビペン®を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エビペン®を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、の症状が1つでもあてはまる場合、エビペン®を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

(2) 交通安全

学校管理下、管理下外における交通事故対応

1 未然防止・危機発生に備えた対策

【登校指導】

毎学期初めに、登校指導日を設定し、8時～8時20分までの時間帯に教員が、通学路の各指導場所に立ち、不安全行動（横断時の左右未確認、一時不停止など）がないか、児童の登校時の行動を観察する。生活指導夕会で情報を共有し、必要に応じて全校朝会や各学級で指導を行う。

【通学路点検】

定期的に通学路を点検し、交通事故に結びつく可能性のある環境条件や危険箇所の分析・対策・管理を行う。点検の詳細については、「B 事前の危機管理 2 点検」を参照。危険箇所は、教職員のみでなく、児童や保護者、通学路の見守りボランティアにも認識してもらい、事故防止への意識付けを行う。

【交通安全教育の実施】

学校安全計画に基づき、警察署と連携した交通安全教育を行う。登校指導での児童の様子については、生活指導主任が中心となり、情報を集約し、各学級や全校朝会での指導につなげる。

〈指導内容〉

- ・交通安全教育の充実により、「自らの命は自ら守る」意識を醸成し、交通ルールを守ることを身に付ける。
- ・心にゆとりと、時間に余裕をもって行動することを身に付ける。
- ・決められた通学路を通して、登下校する。（通学路以外を登下校していた場合、学校保険は適応されない。）
- ・「子ども110番の家」は、身の危険を感じたときに助けを求めると、一時保護や警察への通報をしてもらえる。
- ・警察と連携し、交通安全教室、自転車教室などに取り組む。
- ・特に、自転車の安全運転に気を付ける。自転車の点検・整備も重要である。
- ・携帯電話を操作しながら、傘を差しながら、ヘッドホンステレオなどを聞きながらなどの、「ながら運転」はしない。
- ・坂道などでの、スピードの出し過ぎや普段から高速での走行はしない。
- ・自転車運転時のヘルメットの着用を推進する。
- ・道路横断時は、横断歩道や自転車横断帯を利用し、飛び出しや斜め横断はしない。
- ・交差点や踏切では、必ず一旦停止し、左右の車両などの走行に気を配る。

【児童への指導事項・保護者への啓発事項】

教員は、児童の発達段階に応じて、日頃から以下の点について指導する。

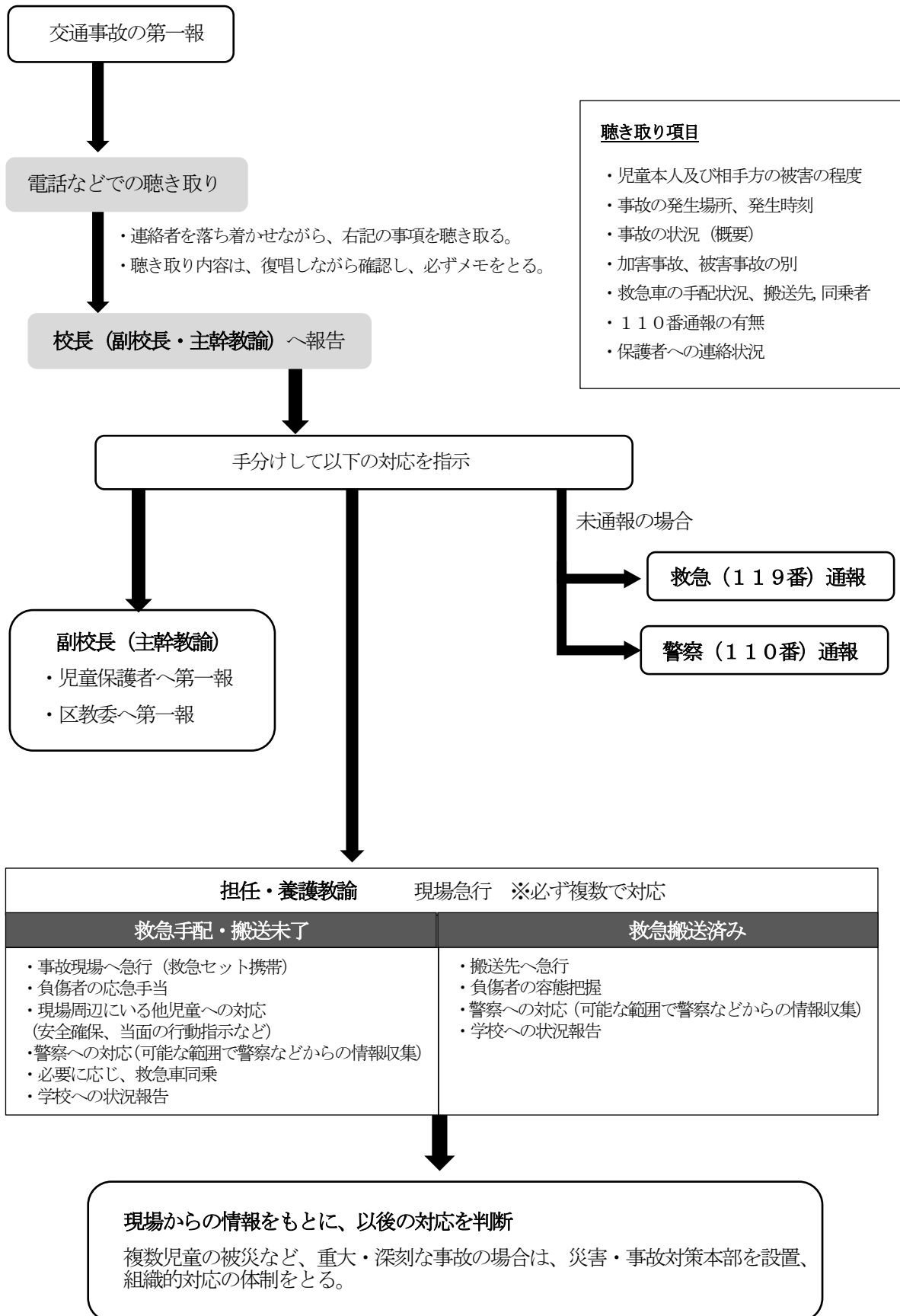
〈事故時の対応〉

- ・その場から立ち去ったり、逃げたりしない。
- ・すぐに警察に連絡する。（110番）
- ・けがをしている人がいたら、救急車を呼ぶ。（119番）
- ・もし、相手が逃げてしまったら、特徴（車両の色やナンバー・服装など）を覚えておく。
- ・近くにいる大人（学校の先生、交番の警察官、通行人）に助けを求める。
- ・可能であれば、自宅や親の携帯に連絡する。

〈加害者となった際の責任〉

- 自転車は軽車両の一つであり、場合によっては、交通事故の加害者となることを常に意識する。
 - ①刑事上の責任（相手を死傷させた場合、重過失致死罪などに問われる）
 - ②民事上の責任（被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う）
 - ③行政上の責任（運転免許の停止処分などを受ける）
 - ④道義的責任（被害者を見舞い謝罪する）
- 本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路などへの影響が出る場合もある。
- 万一の事態に備え、保護者に対し、個人賠償保険や傷害保険などの利用について啓発する。

2 事故発生時の対応方法・教職員の役割分担（管理職不在時）



(3) 災害安全

1 未然防止・危機発生に備えた対策

【臨時措置】

校長は、得られた情報を総合的に勘案し、以下の判断基準を基に、臨時措置（臨時休業）について判断する。詳細については、「B 事前の危機管理 6 臨時措置」を参照。

【児童への指導事項】

教員は、日頃から以下の内容について指導する。

〈地震〉

- ・揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたりしたときは、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所で身を守り、揺れが収まるまで様子を見る。
- ・机があれば、机の下に潜って脚を握る。机がなければ、手で頭を守る。
- ・校内放送や先生の指示は黙って聞き、従う。
- ・避難するときは、門や塀から離れ、「お・か・し・も」を守る。（おさない、かけない、しゃべらない、もどらない）
- ・火災が発生している場合は、煙を吸わないように体を低くして、ハンカチで口と鼻をふさぐ。
- ・家や町の中にいた場合、地震直後は火の元を確認し、窓や戸を開けて出口を確保する。
- ・海岸にいた場合、高い津波が来る恐れがあるため、すぐに高台や津波避難ビルに避難する。
- ・山間地にいた場合、土砂崩れなどが起こる恐れがあるため、すぐに山の斜面や崖から離れる。
- ・地震をきっかけに、火災や津波、土砂崩れのほか、家屋倒壊や地割れ、液状化現象が起こることがある。
- ・最初の揺れが収まっても、余震が起こるので、安全な場所に移動して身を守る。

〈火災〉

- ・火災を見つけたら、近くの大人に知らせる。可能であれば、火災報知器を押して、119番通報をする。
- ・逃げるときは、煙を吸わないように体を低くして、ハンカチで、口と鼻をふさぐ。
- ・延焼を防ぐため、開けたドアや扉を閉めて逃げる。
- ・火事による停電や故障の恐れがあるため、エレベーターは使わず、階段で逃げる。
- ・避難経路の目印である「誘導灯」を見つける。

〈風水害〉

- ・集中豪雨や台風による雨風の強さは、普段と全く違い、川の水が増えてあふれたり、大きな木が倒れたりすることで人の命がうばわれることもある。
- ・いざというときのために、安全な避難の仕方を調べておく。
- ・気象情報や警報を注意して聞き、家に入る、避難するなどの行動をとる。
- ・水位が低くても、水の勢いで動けなくなる可能性があるため、膝下まで水が来る前に避難する。
- ・低地帯、湾岸部、家屋の地下、山間部、河川は、特に注意が必要である。

〈応急手当〉

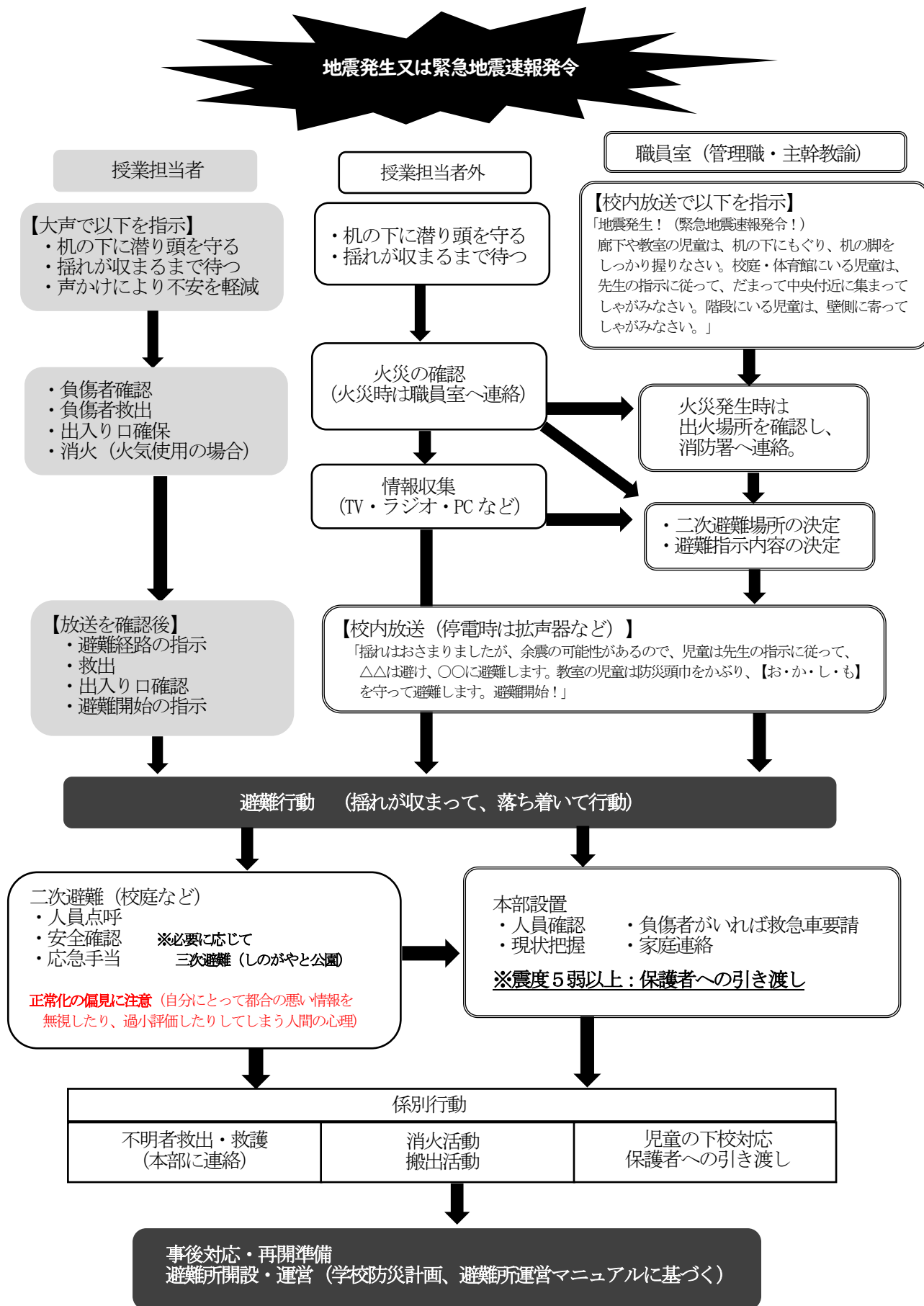
- ・災害では、けがをすることがある。近くの大人に助けを求め、いざというときには落ち着いて119番通報をする。
- ・自分でできる手当を知っておく。
 - ・擦り傷…きれいな水で、汚れが残らないように、洗い流す。
 - ・切り傷…ハンカチなどでおさえて、止血する。傷口が汚れているときは、水で洗う。
 - ・軽いやけど…流水で痛みがなくなるまで15分以上冷やす。服を着ているときは、脱がずに冷やす。
 - ・捻挫や打撲…患部を動かさないようにして、冷やす。

〈避難所〉

- 災害が起こったとき、家にいると危険なとき、家が被害にあって住めなくなったときは、避難所に行く。
- 避難所はみんなで生活する場所で、ルールを守り、お互いに助け合って生活することが大切である。

2 事故発生（警報発令）時の対応方法・教職員の役割分担（管理職不在時）

①地震



【様々な場面を想定した対応方法（児童のとりべき行動）】

〈登下校時〉

- ・塀や高い建物から離れ、公園や空き地などの広い場所に避難する。最初の揺れが収まったら、通学路の安全を確認し、学校又は自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま登下校する。事前に保護者の不在が明らかな場合は、学校へ避難する。
- ・地震後は、学校に行った方が安全か、家に行った方が安全か判断する。判断できないときは、近くの大人に相談する。それもできないときは、慌てずに安全な場所で待つ。

〈休み時間・放課後〉

各場所に応じた、身を守るための行動をとる。揺れが収まった後は、放送及び先生の指示に従う。

・校内にいた場合

教室・廊下・・・机の下に潜り、机の脚をしっかりと握る。

校庭・・・中央に集まってしゃがむ。

体育館・・・ガラス窓から離れ、蛍光灯などの下は避け、中央に集まってしゃがむ。

階段・・・壁側に寄ってしゃがむ。

トイレ・・・ドアを開け、その場で揺れが収まるのを待つ。

・校外にいた場合

校舎や塀から離れ、頭を守る姿勢をとる。揺れが収まったら、校庭へ避難し、放送及び先生の指示に従う。

〈赤塚体育館での授業時〉

各場所に応じた、身を守るための行動をとる。揺れが収まった後は、放送及び先生の指示に従う。

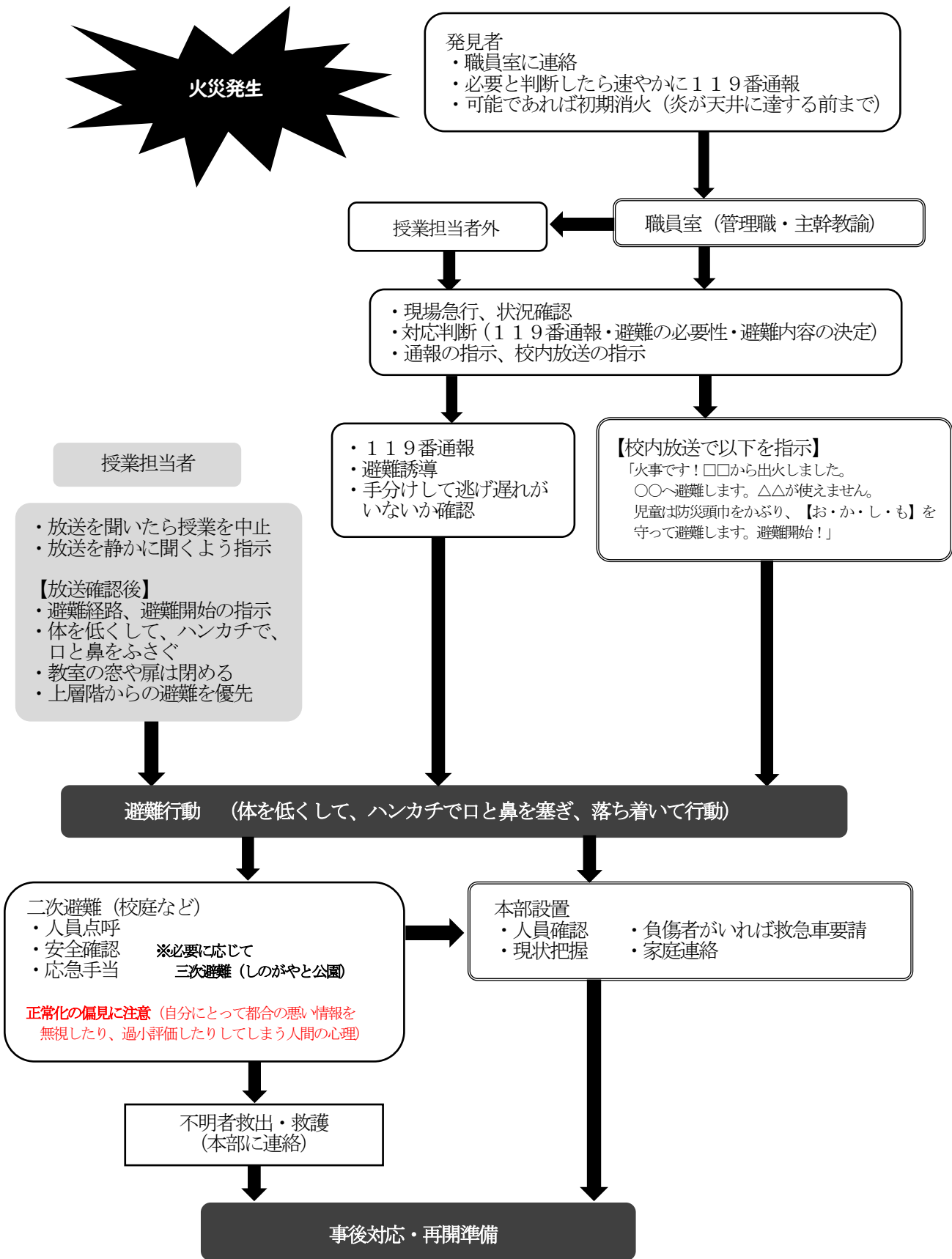
・グラウンドにいた場合・・・中央に集まってしゃがむ。

・プールにいた場合・・・直ちに水中から出て、プールサイドで静かに待つ。

〈夜間〉

その場に応じた、身を守るための行動をとる。揺れが収まったら、保護者や近くの大人に助けを求める。

②火災



【様々な場面を想定した対応方法（児童のとりべき行動）】

〈登下校時〉

- ・道路や近隣の火災を発見したら、近づかずに近くの大人に知らせる。
- ・学校又は自宅の近い方に避難する。事前に保護者の不在が明らかな場合は、学校へ避難する。
- ・炎や煙が道をふさいでいる場合、無理に通らずに引き返すか、ほかの安全な道を探す。
- ・学校に行った方が安全か、家に行った方が安全か判断する。判断できないときは、近くの大人に相談する。

〈休み時間・放課後〉

- ・教室以外の場所や先生が近くにいない場所にいた場合、自分の教室へは戻らず、放送の指示に従い、まっすぐ避難場所に向かう。

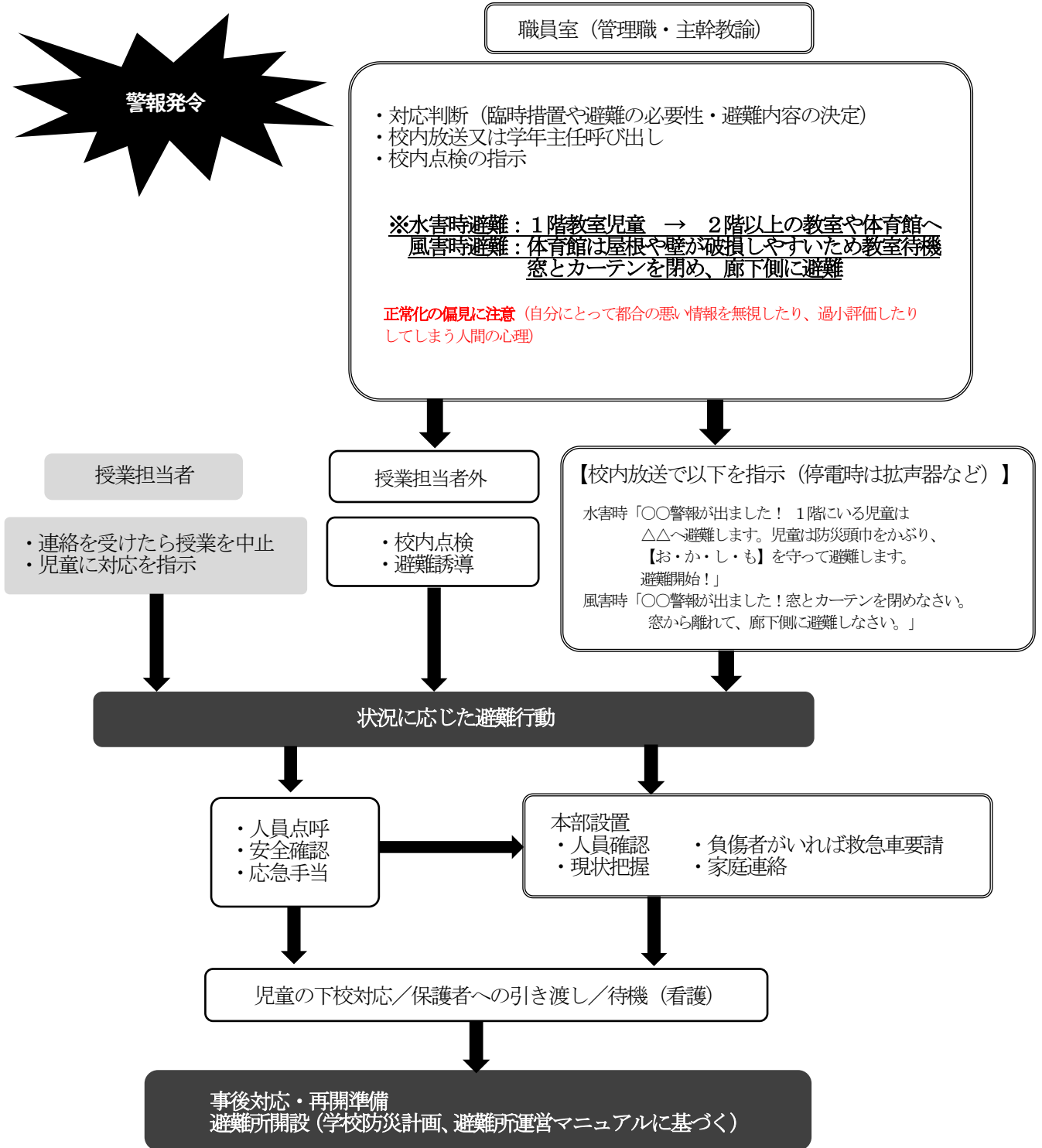
〈赤塚体育館での授業時〉

- ・プールにいた場合、直ちに水中から出て、プールサイドで静かに待つ。放送及び先生の指示に従う。

〈夜間〉

- ・火災には近づかずに、保護者や近くの大人に助けを求め、安全な場所に避難する。

③風水害



3 校外学習など、学校外で活動している場合の対応方法

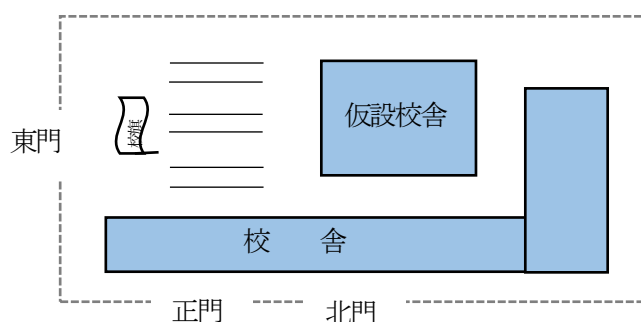
遠足、社会科見学、移動教室、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から、以下の点について事前の検討・対策を講ずることとする。

- 校外活動際における地域固有のリスク（津波、土砂災害などの自然災害、その他の災害・事故の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される災害・事故などが発生した場合の対応を検討する。
- 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備（AED設置場所、医療機関、警察署など）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。
- 訪問先・宿泊先・旅行代理店などの関係者との安全確保に関する事前調整を行う。
- 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期連絡の方法について検討する。
- 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段などについて確認し、全引率教職員間の共通認識とする。
- 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）が、確実に機能するかを事前に確認する。
- 一人で避難できない児童への対応について検討する。
- 現地到着直後に、引率教職員と児童で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、児童に以下の通り、活動中の留意事項の指導を行う。
 - ・引率教職員の指示をよく聞く
 - ・一人で行動しない
 - ・集団を離れる場合は引率教職員に断る
- 学校では、職員室の全面黒板に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先などを掲示する。

4 避難誘導方法

【校内～二次避難（校庭）まで】

- ・地震の際の避難経路を教室内に掲示し、日頃から児童にも周知する。
- ・避難経路の安全を確認した上で、避難誘導を行う。
- ・教職員より避難経路及び行動について継続的に声掛けをする。また、パニックにならないよう落ち着かせる。
- ・天候や季節によっては、二次避難の際に教室から防寒具（上着）を持参することを検討する。
- ・校庭での隊形は、以下のとおりとする。（R7. 9～R8. 3）

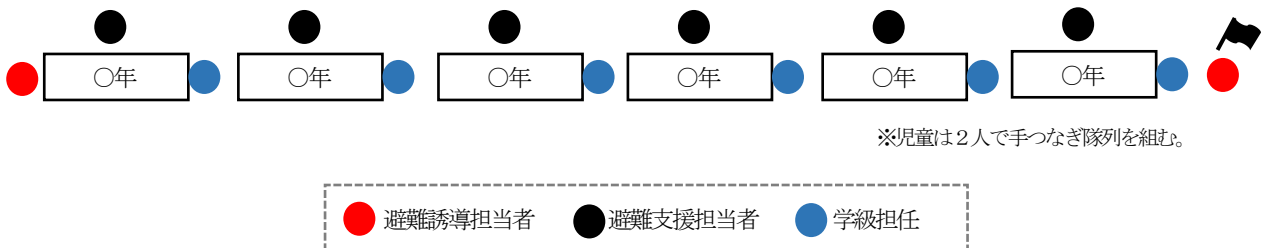


【二次避難（校庭）～三次避難（しのがやと公園）まで】

- ・二次避難後、校舎倒壊の恐れがある場合、校長は直ちに三次避難を指示するものとする。
- ・避難にあたっては、二次避難（校庭）から三次避難（しのがやと公園）までの避難経路の安全確認を、授業担当外教員が実施する。経路図は下図のとおりとする。（R7. 9～R8. 3）

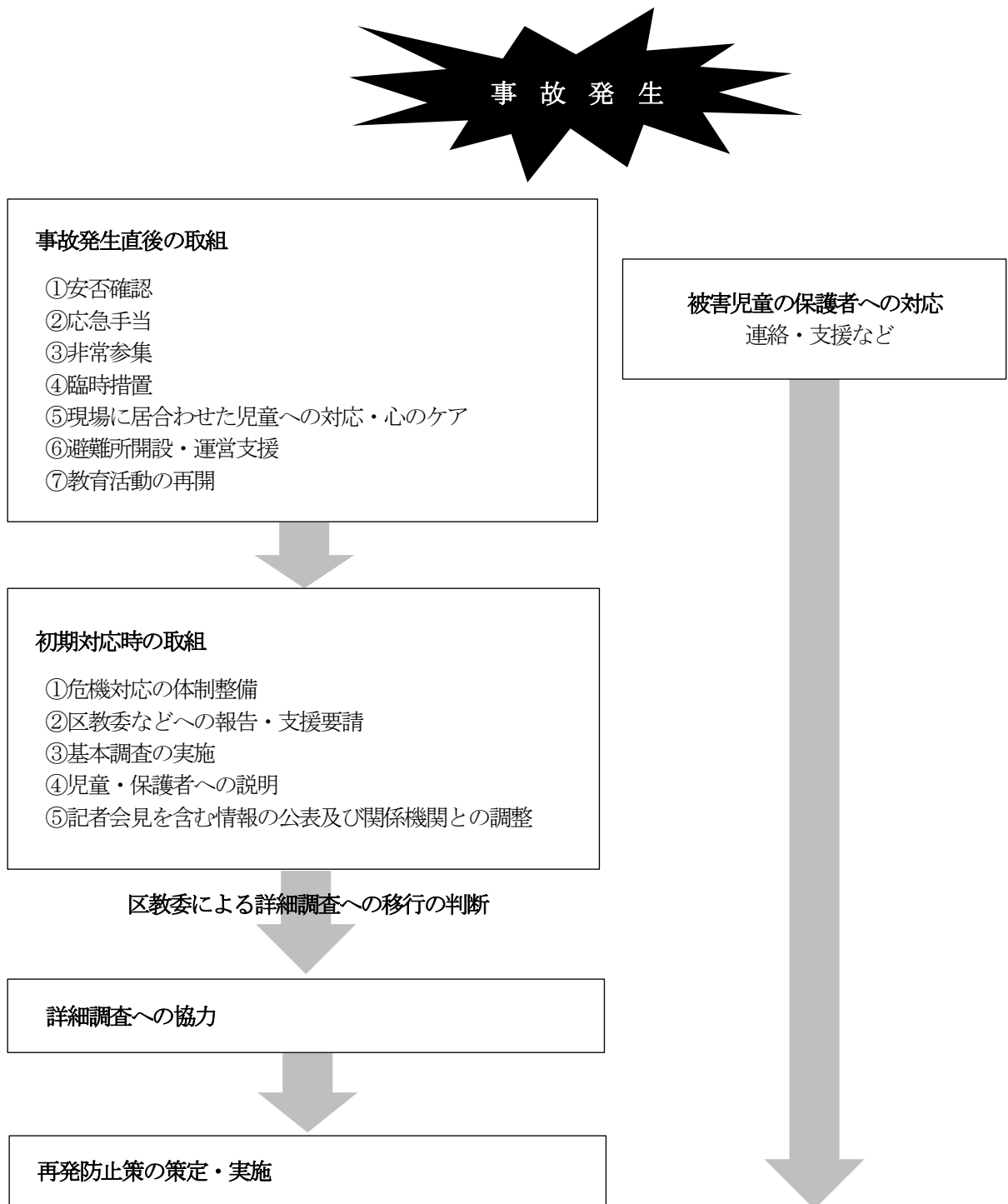


- ・避難中に児童を見失わないよう、移動時の隊列及び教員配置は、以下を基本とする。避難誘導にあたっては、拡声器などを活用し、先頭と最後尾に避難誘導担当者を配置する。
- ・教職員より避難経路及び行動について、継続的に声掛けをする。パニックにならないよう落ち着かせる。
- ・教職員は、クラス隊列から離れないよう、隊列が長くなりすぎないように支援する。
- ・負傷者がいる場合には、保健室に備えてある簡易担架や車椅子で運ぶこととする。
- ・児童を引き取りにきた保護者や、避難してきた地域住民とともに避難する可能性を検討する。ともに避難するとなった場合は、要配慮者への協力・支援を求める。
- ・避難後は、警報などの解除を確認した上で、安全な場所で保護者に児童を引き渡すことを基本とする。
- ・三次避難場所に到着した後、校庭と同じ隊形で安全確保を図る。
- ・避難完了後も、常に周囲の状況を把握することを心がける。また、余震に注意する。



D 事後の危機管理

1 事故発生後の対応の流れ



2 事故発生直後の取り組み

①安否確認

校長は、以下の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、児童の安否を確認する。

場合	安否確認実施基準（目安）
在校中・ 校外学習中	・災害・事故などの発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動をとった場合
登下校中	・区内震度5弱以上の地震が発生した場合 ・大雨などに関する5段階の警戒レベルのうち、レベル4（避難指示）以上が発令された場合 ・区内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 ・通学路上で、内水、河川の氾濫、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 ・学区内で不審者の情報が入った場合
夜間・休日・ 休暇中など (学校管理害外)	・区内震度5弱以上の地震が発生した場合 ・学区内で気象災害、土砂災害などによる大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 ・その他、学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロなど）した場合

【役割分担・方法】

校長は、下表の役割分担により、安否確認を担当する教職員が不在・被災などで対応困難な場合、直ちに代理の者を指名する。

場合		役割分担	方法
在校中	授業中	各授業の担当教職員	名簿を用いる
	休憩時間・放課後	学級担任	
	学校行事中		
校外学習中		引率教職員	
登下校中		副校長・学級担任	保護者連絡 (一斉メール、電話)
		学級担任以外	地域を分担し、通学路をたどる (沿道の店、民家、子ども 110番の家など)
夜間・休日・休暇中など (学校管理外)		副校長・学級担任 (兄弟姉妹が在籍する場合は、 最年長児童の学級担任)	保護者連絡 (一斉メール、電話)

なお、災害などの影響により、保護者連絡先への電話・メールによる連絡ができない場合には、以下の方法を代替手段として、安否確認の連絡をとる。その際には、災害などにより停電や通信の輻輳・途絶などが生じている状況を踏まえ、できるだけ多様な手段を用いるよう努める。

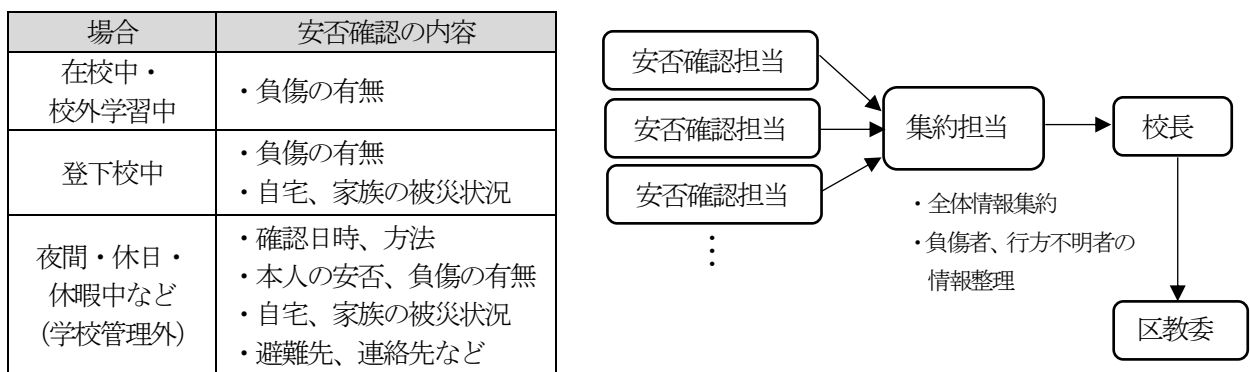
- ・災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）
- ・家庭訪問（不在だった場合にはメモを残す）

- ・避難所への巡回
- ・下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ
本校ウェブサイトへの掲載 ・学校入口（校門）への掲示
避難所への掲示 ・PTA役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
区からの広報（区教委を通じて要請）

また、安否確認のために教職員が通学路、各家庭、避難所などへ赴く際には、以下の対応をとることにより、二次災害の防止に努める。

- ・校区内の被災状況に関する情報を収集し、危険箇所を把握する。
- ・原則として2人1組で行動する。
- ・携帯電話など、情報連絡手段を携帯し、学校に定時連絡を入れるなど、連絡を途絶えさせないようにする。

【収集する情報と集約方法】



【教職員の安否確認】

すべての教職員は、災害・事故などの発生により、非常参集体制がとられた場合、自身の安否状況（自身及び家族、自宅の被災状況）について、メール又は電話により、校長又は副校長に連絡する。

校長は、副校長に指示して、全教職員の安否情報を取りまとめるとともに、安否不明の教職員への対応が取れない教職員がいる場合は、必要に応じてその代理となる者を指名する。

②応急手当

負傷者がいた場合、学校内での情報共有や管理職への報告などよりも優先して、応急手当を行う。

〈第一発見者〉

- ・その場から離れず、被害児童の症状を確認する。
- ・近くにいる管理職や教職員、児童などに応援を要請する。
- ・被害児童の症状に応じて、速やかに応急手当を行い、症状の重篤化を防ぐ。

（119番通報、心肺蘇生、AEDの使用、気道異物除去、止血など）

※自分自身は動揺せず、冷静に。被害児童の不安を軽減するよう対応する。

呼びかけに応じない、普段通りの呼吸がないなどの場合は、迅速な対応が必要である。

〈指揮命令者（近くにいる管理職又は教職員）〉

応援に駆けつけた教職員に対して役割分担を指示する。（119番通報やAED、エピペンの手配、記録など）

③非常参集

夜間・休日・休暇中などの勤務時間外に災害が発生した場合に備え、災害のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を以下のとおりとする。その他の災害・事故などについては、状況に応じて、いずれの体制をとるか、校長が判断する。

校長は、毎年度当初に、原則として学校から4 km以内に居住する者を緊急時参集職員に指名する。また、「待機」となる教職員は、常に連絡が取れるような状態にしておく。

〈地震〉

参集体制	参集基準：区内震度	緊急時参集職員	校長・副校長	その他の教職員
第1次	4	待機	待機	待機
第2次	5強又は5弱	参集	参集	待機
第3次	6弱以上	自動参集	自動参集	自動参集

※自動参集：管理職からの要請を待たずに、学校参集。

〈風水害〉

参集体制	参集基準：区内警戒レベル	緊急時参集職員	校長・副校長	その他の教職員
第1次	レベル3相当	待機	待機	待機
第2次	レベル4以上	参集	待機	待機

【安全確保の優先】

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

交通手段の途絶や通勤経路上の問題により、どうしても参集できない場合には、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れる。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携をとりつつ、児童及び教職員の安否確認の本部業務を支援する。

【非常参集時の心得】

- 服装は、動きやすい服装、運動靴、季節に合わせた防寒具などとする。数日間勤務にあたることを想定し、持ち物をリュックなどに入れて準備する。(持ち物の例：身分証明書、携帯電話、携帯充電器、携帯ラジオ、携帯できる食料、飲料水、現金(小銭)、笛、小型のライト、マスク、着替え、メモ帳、筆記用具)
- 災害の被害が大きい場合には、参集途上の地域の様子をつぶさに観察し、本部へ報告する。
- 非常参集時には、必ずインターネットなどで警報に関する情報を収集するとともに、以下の場合には、危険区域を絶対に通らない。

参集の種類	避けるべき区域
地震時の参集で、大津波警報、津波警報、津波注意報が発令されている場合	津波ハザードマップ(津波浸水想定区域図)で津波の浸水が想定されている区域
風水害時の参集	洪水ハザードマップ(洪水浸水想定区域図)、土砂災害ハザードマップ(土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域)で浸水や土砂災害が想定されている区域

④臨時措置

校長は、災害・事故などが発生した場合又は発生が予想される場合には、情報収集により得られた情報を総合的に勘案し、以下の判断基準をもとに、臨時措置を行う。なお、情報が十分に得られない場合、今後の状況が見通せないなど、不確定要素がある場合は、児童の安全を最優先とした判断を下すものとする。

保護者へは、臨時措置が決定次第、速やかに一斉メールにて配信する。未登録者には個別で電話連絡をする。

	判断基準	臨時措置・対応
登校前	<ul style="list-style-type: none"> 区内震度5弱以上の地震が発生した場合 東海地震「警戒宣言」が発令された場合 前日に熱中症特別警戒情報（アラート）が発表された場合 	全日臨時休業 （すでに登校した児童がいた場合、学校で保護し、保護者に引き渡す。）
	午前6時時点で、板橋区に※1に示す警報が解除されていない場合	始業時間の繰下げ又は全日臨時休業 ※1 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報 又は 大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報
	その他の地震や気象警報（雷注意報など）、土砂災害警戒情報が出ている場合	状況を見ながら登校 （保護者が判断し、登校を控える・時間を遅らせる場合は、連絡フォームで知らせてもらう。欠席や遅刻の扱いにはしない。遅れて登校する場合は、原則保護者付き添い。）
在校中	<ul style="list-style-type: none"> 区内震度5弱以上の地震が発生した場合 東海地震「警戒宣言」が発令された場合 	原則、保護者への引き渡し
在校中	<ul style="list-style-type: none"> 板橋区に※1に示す警報が発令があった場合 	原則、警報が解除されるまで学校待機、その後下校 ※1 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報又は 大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報 （ただし、学校の事情又は下校時間帯によっては、保護者への引き渡しとなる場合あり。台風等の接近が確実な場合、警報発令前に集団下校の判断をする場合あり。）
	<ul style="list-style-type: none"> 雷注意報が発令された場合 気象庁「雷ナウキャスト」で雷雲接近が確認された場合（多発時期6～9月は、下校前に雷鳴が聞こえる場合に、空き教員が確認） 	学校待機の後、通常下校又は保護者への引き渡しを判断 （雷が遠ざかり、安全が確認される又は「雷ナウキャスト」で学区が安全域に入る→ 集団下校） （30分経過しても安全確認できない→ 保護者への引き渡しを検討）
校外活動中	引率責任者と連絡・協議の上、上記の判断基準に準じて、校外学習活動の中止及び児童の引き渡し方法を判断する。通信手段の途絶により、校長と校外学習の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下す。現地引き渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全にも配慮して慎重に判断する。	

⑤現場に居合わせた児童への対応・心のケア

災害・事故などに児童が遭遇すると、恐怖や喪失体験により、心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活にも大きな支障を来すこともある。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が、事故などの遭遇後3日から1か月持続する場合は「急性ストレス障害（ASD）」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」という。災害・事故などの発生直後から児童や保護者などに対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切である。

【健康状態の把握】

校長は、各教職員に以下の対応を指示して、児童の心身の健康状態を把握する。

〈学級担任〉

「危機発生時の健康観察様式」※を用いて健康観察を行い、児童の健康状態を把握する。必要に応じて、保護者と連絡をとり、児童の状況について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。

〈養護教諭〉

学級担任から提示された情報及や保健室に来室する児童の状況を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。

〈その他の教職員〉

児童について注意深く観察し、気づき事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

※別添「危機発生時の健康観察様式」

文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないためにー」（平成26年3月） p. 7による

【トラウマ反応への対応】

様々なトラウマ反応			
情緒	<ul style="list-style-type: none"> ・恐怖・怒り・抑うつ ・分離不安・退行（赤ちゃん返り） ・フラッシュバック ・感情の麻痺 ・睡眠障害 など 	行動	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着きがない ・イライラ ・集中力の低下 ・衝動的（暴力・自傷） ・非行・薬物乱用 など
身体	<ul style="list-style-type: none"> ・吐き気・おう吐 ・頭痛・腹痛などの身体の痛み ・かゆみなどの皮膚症状 など 	認知	<ul style="list-style-type: none"> ・安全感や信頼感の喪失 ・罪悪感 ・自尊感情の低下 ・様々な対人トラブル など

災害・事故などの発生直後、強いストレスにさらされた可能性のある児童に上記のトラウマ反応が現れた場合は、以下の点に留意して対応する。

- ・穏やかに児童のそばに寄り添う。
- ・「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど、自然なことだよ」と伝える。
- ・児童の話（怖い体験や心配、疑問なども含む）に耳を傾け、質問や不安には、児童が理解できる言葉で現在の状況を説明する。ただし、児童の気持ちを根掘り葉掘り聞いたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。
- ・体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して、体の症状を訴える場合もある。体が楽になるよう、さすったり、温めたり、汗をふいたり、リラクゼーションを促す。
- ・不安状態であるときに、ふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったたりする。それに対

して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、児童が失敗しても「けがはなかった？」
「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

【心のケア体制の構築】

校長は、把握した児童の心身の健康状態に基づき、必要と認める場合には、以下の通り「心のケア委員会」を
立つ上げ、児童に対する心のケア体制を確立する。

〈構成員〉

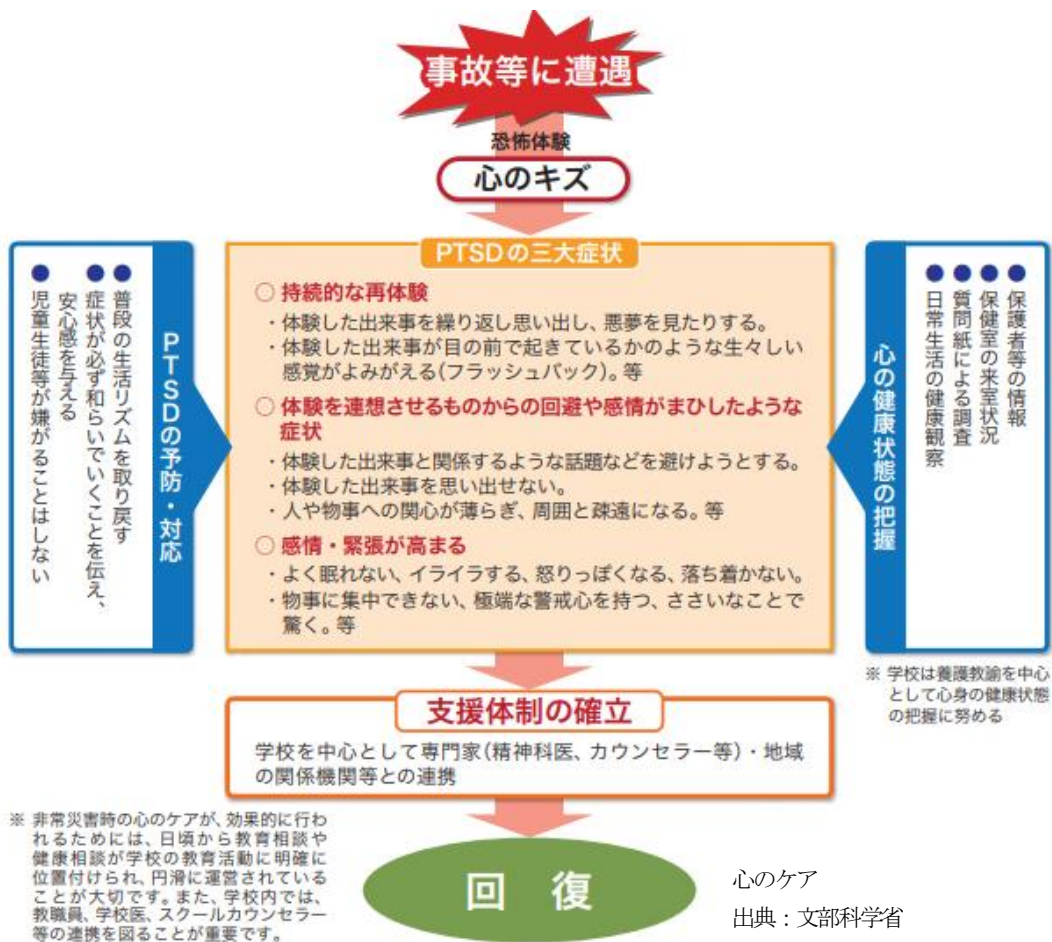
校長、副校長、教務主任、生活指導主任、保健主事、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー
(必要に応じて参加要請 スクールソーシャルワーカー、学校医)

〈協議・検討事項〉

- ・児童の健康状態に関する情報の把握・共有
- ・対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応などの対応規模、地域の専門機関などによる支援の可否）
- ・ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導など）
- ・保護者などからの相談窓口の可否
- ・教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者など）
- ・専門機関などの支援者の役割分担・支援内容
- ・教職員への情報提供、教職員向け研修などの実施可否

【関係機関との連携】

校長は、当該児童の心のケアを実施するにあたり、必要に応じて、関係機関（区教委、警察、消防、医療機関、
相談機関、報道機関、近隣の学校、民生委員・児童委員、自治体など）との連携を図るものとする。日頃から
どのような地域資源があるか把握しておくとともに、平常時から関係機関との連携を図っておく。



⑥避難所開設・運営支援

災害などが発生した場合、以下の判断基準を基に、避難所を開設し、運営支援を行う。教職員は児童の安全確保及び学校機能の維持・教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所開設・運営に協力する。具体的な対応については、「学校防災計画」、「板橋区避難所運営マニュアル」に従う。

- ・区内震度6弱以上の地震が発生した場合（自動開設）
- ・台風の接近などで区内に大きな被害が想定される場合、荒川氾濫シフト第2段階の場合
- ・上記基準未満でも、避難者が避難所に詰めかけた場合（各避難所の判断で開設）
- ・区の災害対策本部から開設の指示がある場合

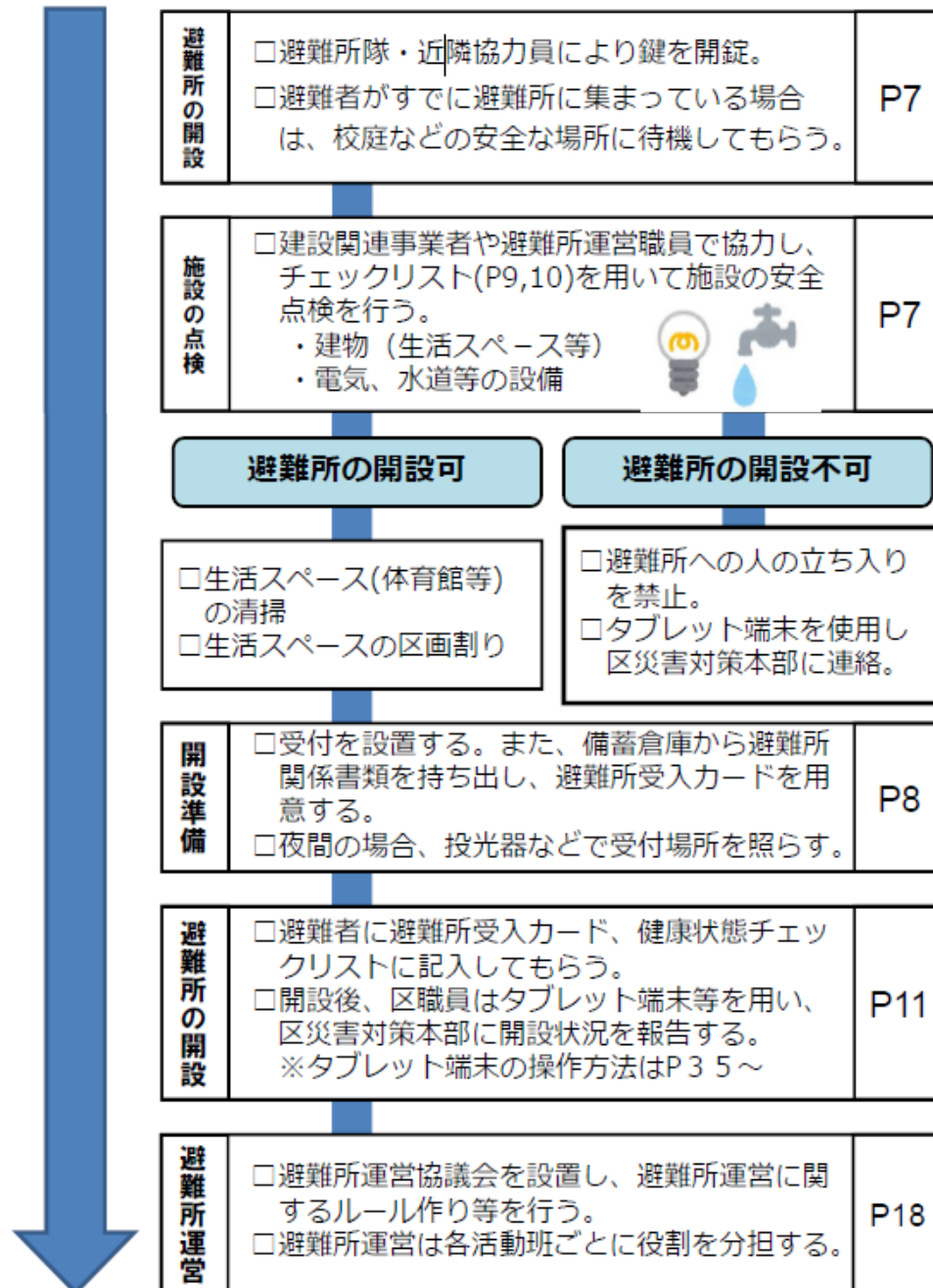
第2章 避難所の開設

避難所開設・運営手順開設動画

災害が起こった際に、避難所となる区立小、中学校をどのように開設・運営していくかの方法を紹介しています。



避難所開設フロー図



避難所の開設

出典：「板橋区避難所運営マニュアル」

⑦教育活動の再開

校長は、教育活動の再開に向け、以下の被害状況を調査し、取りまとめる。

児童・教職員の被害	災害・事故など発生直後に実施した安否確認で得られた情報を基に、以下の情報を取りまとめる。（必要に応じて追加的な調査を行う。） ・児童・教職員及びその家族の安否、住居などの被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎などの施設・設備について被害状況を把握すると共に、必要な応急措置を講じる。 ・学校施設・設備の安全確認及び転倒物の片付け・整理 （後日の報告に備え、被害状況を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記する。） ・危険物・危険薬品（理科室・灯油保管場所など）の安全確認と必要な措置 ・学校給食施設・備品の点検と必要な措置 ・ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認 （使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断などを実施） ・危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域を設定、表示を実施 ・区教委に支援要請（専門家による点検、被害箇所の応急処置・復旧など）
通学路の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。 ・学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所

校長は、調査結果を基に、区教委と協議・連携して、以下の事項について検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成にあたっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医などと連携し、児童の心身の状態に配慮する。

【教育の場の確保】

校舎などのうち、安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。事故などの場合は、発生現場の使用は避けた校舎使用計画を検討する。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口などを確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学路の安全確保についても併せて検討する。

【教育課程の再編成】

被害状況を踏まえ、必要に応じて以下の対応をとる。

- ・授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など）
- ・臨時学級編成
- ・臨時時間割の作成
- ・教職員の再配置・確保
- ・学校行事（卒業式など）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）
- ・給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

【避難所運営との調整】

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

- 立入禁止区域（危険箇所、学校教育に用いる区域）の確認
- 動線設定（児童など学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- 生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

【被災児童への支援】

校長は、学級担任などに指示して、被災児童の状況を踏まえて、以下の対応をとる。

〈教科書・学用品などの確保〉

- ・児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに区教委へ報告する。（災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため）
- ・当面、必要な教材・学用品などについては、学校に備える教材の有効利用により対応する。
- ・教科書などがない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシートなどを活用する。

〈就学の機会確保〉

- ・災害・事故などにより被災し、就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、区教委に報告する。

〈避難・移動した児童、転出する児童への対応〉

- ・電話などによる連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期など）を把握する。
- ・転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケアについて十分に配慮する。

【教育活動再開時期の決定・連絡】

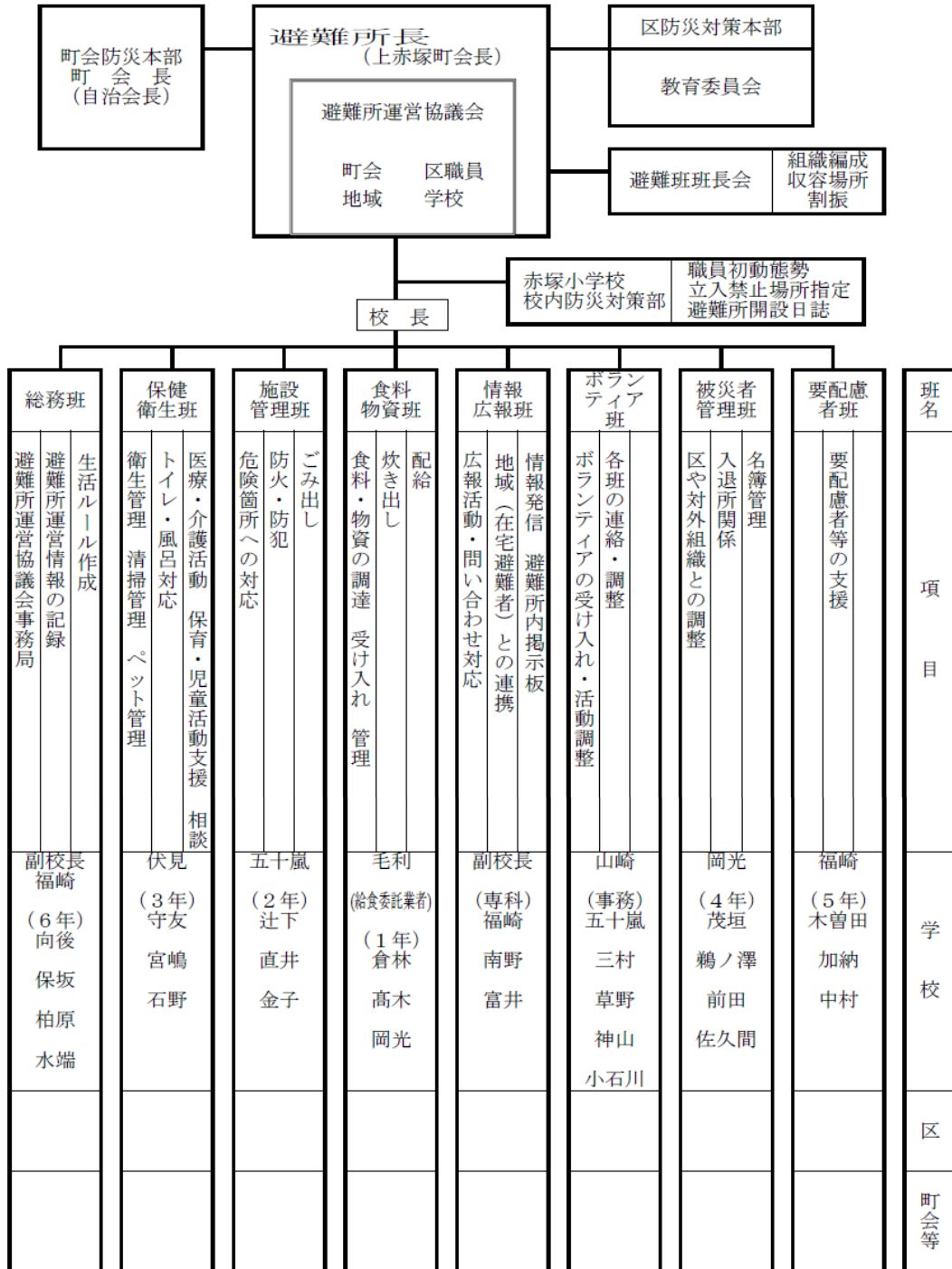
以下の状況を考慮し、区教委との協議の上、教育活動の再開時期を決定する。保護者へは、決定次第、速やかに一斉メールにて配信する。未登録者には個別で電話連絡をする。

- ・学校施設の応急復旧状況
- ・危険箇所の立入禁止措置などの安全対策の状況
- ・ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線など）復旧状況
- ・通学路の安全確保状況
- ・利用できる教室数、教育の場の確保状況
- ・登校可能な児童数、勤務可能な教職員数
- ・避難所としての本校の利用状況

3 初期対応時の取り組み

①危機対応の体制整備

災害・事故などの発生後は、校長のリーダーシップの下、その後の対応・対策について、方針や具体的な業務内容を確認・決定し、行動していくために、対策本部を設置する必要がある。対策本部の組織体制及び業務内容は、以下のとおりとする。



※あいキッズ対応：責任者 佐藤

様々な対応を集中して行う必要があるため、的確な方針と実施のための人員が必要になる。学校だけでは手が回らない場合は、学校の設置者に人員の派遣の支援を要請し、必要な人員を確保し、対応にあたる。

また、事故発生後の対応を行う教職員には、相当の心的負担がかかっていることに留意し、関係教職員に対する配慮も必要である。特に救命処置を実施する現場にいた教職員は強いストレス反応が生じることがあるため、メンタルヘルスケアの実施について、区教委に支援を求めることも考えられる。

②区教委などへの報告・支援要請

校長は、発生した災害・事故などが以下の報告対象事案に該当すると判断された場合、速やかに区教委に報告を行う。報告は原則として「事故報告書様式」※を用いるものとする。

※別添「事故報告書様式」

板橋区教育委員会「学校事故等への対応の手引き」（平成23年2月改訂）p. 12による

報告対象事案	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての「学校間の管理下において発生した死亡事故」 ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故 (治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着、ICUに入るなど）、歯を含め、身体の欠損・身体機能の喪失を伴う災害・事故などを含む。)
報告先	板橋区教育委員会 指導室指導主事 TEL 03(3579)2643

事故項目ごとの報告内容及び報告方法については、「B 事前の危機管理 9 関係機関の緊急連絡先一覧」又は「学校事故等への対応の手引き（平成23年2月）改訂」を参照。

文書報告は、事故が解決した後に提出するのではなく、直ちに報告し、状況や事態が変化した場合、解決の内容などについては追加報告を行う。

また、状況が以下の対応について、人員・ノウハウなどが不足すると判断される場合には、報告に併せて、必要な人員の派遣や助言などの支援を要請する。

- ・被災児童の保護者への対応
- ・基本調査の実施
- ・被災児童以外の保護者への説明・情報提供
- ・報道機関への対応
- ・その他、災害・事故などの発生後に必要な対応

③基本調査の実施

校長は、発生した災害・事故などが以下の基本調査対象事案に該当すると判断された場合、事実関係の情報を収集・整理するため、学校が実施主体となり、区教委の支援・指導の下、速やかに基本調査を実施する。状況に応じて、区教委に、基本調査に必要な人員の派遣や助言などの支援を要請する。

基本調査対象事案	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての「学校間の管理下において発生した死亡事故」 ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故 (治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着、ICUに入るなど）、歯を含め、身体の欠損・身体機能の喪失を伴う災害・事故などを含む。) ・その他、区教委が必要と判断した事故
----------	--

【調査体制】

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。ただし、以下の教職員が当該事故・災害に関係する場合、校長はその他教職員にその役割を代行させる、もしくは区教委の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼する。

校長	・基本調査の全体統括・指揮
副校長	・基本調査の取りまとめ ・教職員に対する聴き取り
教務主任 生活指導主任	・基本調査の取りまとめ補佐 ・教職員に対する聴き取り、記録 ・災害・事故などの当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り、記録
学級担任、養護教諭、 その他教職員	・災害・事故などの当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（児童が最も話しやすい教職員が担当）、記録

【基本調査実施にあたっての留意事項・手順】

災害・事故などに関係する教職員や現場に居合わせた児童への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

聴き取り調査を行うにあたっては、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、SCなどの専門の支援を受けて実施の判断を行い、実施の際には、発言を強要しないことを留意するとともに、必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてSCを同席させる。

教職員や児童に聴き取りを行う際には、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行うなどして、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

- ・記憶していることをできるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- ・人の記憶はあいまいなので、正確な事実だけを覚えているわけではないこと。（記憶違いのこともあること。）
- ・一人の記憶に頼るのではなく、他の人の話などから総合的に判断してまとめていくこと。
- ・「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出ることはないこと。
- ・できるだけ正確に話の内容を記録するため、録音することもあるが、録音データは、調査報告としての記録作成のみに使用すること。

【教職員からの情報収集】

調査担当者は、関係する全教職員から、原則として3日以内を目途に、以下の手順で情報収集を実施する。

〈記録用紙を用いた情報収集〉

災害・事故などの発生後、速やかに、関係する全教職員に「事実情報記録用紙（教職員個別用）」※を配布し、事故に関する事実を記録する。なお、事故発生直後にメモなどの記録を残していた教職員は、記録用紙を提出する際に、メモなどの記録も併せて提出する。

※別添「事実情報記録用紙（教職員個人用）」

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）p.32【参考資料6】による）

〈聴き取りの実施〉

記録用紙の内容を基に、聴き取り担当者が聴き取りを実施し、記録を行う。教職員が話しやすい相手・状況かも考慮し、状況に応じて、区教委からの校外支援者を聴き取り者に充てる。

(参考) 聴き取る内容の例

- ・ 事故数日前からの被害児童の状況で気になったこと
- ・ 疾患の有無及び内容
- ・ 既往症の有無及び内容
- ・ 事故発生時に当該教職員がしたこと、見たこと、聞いたこと
- ・ 被害児童及び事故現場に居合わせた児童の様子

なお、災害・事故発生時に、外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。

また、現場に居合わせた教職員は、精神的に大きなショックを受けている可能性があることから、調査実施にあたっては、心のケア体制を整えておく必要がある。必要な場合は医療機関を受診させる。

【児童からの情報収集】

災害・事故など発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、児童への聴き取り調査の実施を検討する。実施にあたっては、以下の点に配慮する。

〈保護者との連携〉

聴き取り前に保護者に連絡し、理解・協力を得る。

〈聴き取り者の選定〉

学級担任や養護教諭以外に、当該児童が話しやすい教職員がいる場合は、聴き取り者を限定することなく、柔軟に対応する。

〈心のケア体制〉

保護者と連携して、心のケア体制を万全に整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記入してもらう方法をとる。

【情報の整理・報告・保存】

調査担当は、調査で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙」※を用いて、時系列に取りまとめる。整理した情報は、区教委に報告する。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告の連絡に用いた電子メールなどは、詳細調査を行う際の資料となることを踏まえ、一定期間、保存する。

※別添「時系列整理記録用紙」

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）p. 32【参考資料6】による）

【関係機関との協力】

関係機関については、例えば、事件性のある事案の捜査や検視などを行う警察との協力、亡くなった児童と関わりのある関係機関（これまで対応していた行政機関、医療機関など）との情報共有を図る。

警察において捜査が継続している場合には、捜査上、情報が開示されないこともあることに留意する必要がある。その際は、学校において確認できる範囲での基本調査を実施する。

④児童・保護者への説明

校長は、災害・事故などの後、在校児童及び保護者に対して、その概要を説明する機会を設け、憶測に基づく

誤った情報や不安などの拡大防止に努める。情報を発信する際には、外部に出せる情報を明確にし、「発生事実の概要」、「対応経過」、「今度の取り組み・方向性」などについて整理して説明する。

なお、説明を実施するにあたっては、事前に被災児童の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。また、区教委と対応についての事前協議・連携が必要である。

【児童への説明】

緊急集会などの開催又は学年・学級ごとの説明を行い、災害・事故などの概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じて、SC、SSWの支援・助言を受ける。

【保護者への説明】

まず、文書にて情報提供した上で、必要に応じて、緊急保護者会などを開催する。緊急保護者会の開催にあたっては、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時などについて配慮するとともに出席できなかった保護者への対応についても検討する。

<p>保護者宛文書の記載内容 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害・事故などの概要 (判明した事実の概要) ・休校措置・再開の目途など ・保護者説明会の開催予定 ・心のケアに関する取組 ・その他、必要と考えられる事項
<p>緊急保護者会における説明内容 (例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害・事故などの概要 (発生日時、場所、被害者、被害程度など) ・被害者への対応 (その後の経過、保護者との連携状況など) ・今後の対応 (心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携など) ・保護者への協力依頼事項 (家庭での配慮、地域情報の提供など)

⑤記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、区教委に連絡して、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。状況によっては、報道対応窓口を学校ではなく、学校の設置者に一本化し、学校は事故直後の対応(児童・保護者対応)に専念できるように考慮する。

なお、校長が災害・事故などの対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど、学校単独での対応が困難な場合は、区教委に支援を要請する。

報道機関への対応にあたっては、以下の点に留意する。

〈正確な事実情報の提供〉

- ・個人情報、人権に最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については
- ・可能な限り、警察・消防など、対応に関わった関係機関の情報などを収集し、事実確認を行う。
- ・事前に被災児童の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。
- ・区教委に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。

〈誠意ある対応〉

報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

〈公平な対応〉

報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える

内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。

〈報道機関への要請〉

報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関する必要事項などを文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

〈取材に関する必要事項（例）〉

- ・校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
- ・児童、教職員への取材（撮影、録音）の可否
- ・報道料の提供（記者会見）の予定

〈取材者の確認と記録〉

取材を受ける際には、取材者（社名、担当者氏名、連絡先）を確認し、取材内容とともに記録を残す。

〈取材への回答についての留意点〉

- ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
- ・把握していないこと、不明なことは、その旨（「現時点ではわからない」など）を明確に伝える。
- ・決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込みを示す。
- ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。

〈記者会見の設定〉

多数の取材要請がある場合は、区教委と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

4 詳細調査への協力

区教委が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校として、これに協力するものとする。

詳細調査とは、基本調査などを踏まえ必要な場合に、学校事故対応の専門家などが参画した詳細調査委員会において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すものである。

5 再発防止策の策定・実施

詳細調査委員会の報告書の提言を受けて、当該校の教職員や同地域の学校の教職員間などで、報告書の内容について共通理解を図り、危機管理に関する研修を位置付けたり、不十分である可能性が明らかとなった部分の安全管理を徹底したりするなど、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	<ul style="list-style-type: none">・児童の安全確保は適切に行われたか・校内の緊急連絡体制は機能したか・関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか・情報収集・管理は適切に行われたか など
発生後・事後の対応	<ul style="list-style-type: none">・児童・保護者への対応は適切に行われたか・校内の対策本部体制は機能したか (役割分担、情報共有・伝達など)・関係者、関係機関との連携は適切だったか・関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか など
事前対応	<ul style="list-style-type: none">・点検など、事前の未然防止対策に不足していた点はないか・教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか・児童への安全教育に不足していた点はないか・危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか など

調査担当は、評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。なお、再発防止策については、以下の通り関係者などに説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- ・教職員への説明・意見聴取（職員会議など）
- ・被災児童保護者への説明・意見聴取
- ・その他保護者への説明・意見聴取（PTA総会又は役員会など）
- ・関係機関への説明・意見聴取

6 被害児童の保護者への対応

学校教育は、学校が安全で安心して学べる環境であるという前提の下で行われている。被害児童の保護者への対応にあたっては、その前提に立ち返り、学校及び区教委が組織的に丁寧かつ誠実に対応していく必要がある。災害・事故など、発生後の各段階に応じて、以下のように継続的な対応を行う。

〈事故発生直後〉

- ・第一報は、災害・事故等の発生を可能な限り早く連絡する。なお、その際には、事故の概況、けがの程度、応急

処置・救急搬送依頼の状況等、最低限必要とする情報を整理した上で行う。

- ・第二報は、災害・事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名等、ある程度の情報が整理できた段階で連絡を行う。

〈初期対応時〉

- ・応急手当等の事故発生直後の対応終了後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は正確に伝える。
- ・在校児童への説明、緊急保護者会などによる他保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。
- ・基本調査の実施予定について伝える。

〈基本調査〉

- ・基本調査の経過及び整理した情報などについて説明する。
- ・事実関係の整理に時間を要することもあり得るが、必要に応じて適時適切な方法で経過説明を行うこととし、最初の説明は、調査着手から1週間以内を目安とする。
- ・今後の調査について説明し、保護者の意向を確認する。

※この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、断定的な説明はできないことに留意する。また、正確な情報の伝達を心がけ、伝達した情報に誤りがあった場合には、すぐに修正する。

※無理に状況確認をするのではなく、保護者の心情に配慮した態度で接触するとともに、基本調査やその後想定されうる詳細調査も念頭に置いて、意向を丁寧に確認し、今後の接触を可能とするような関係性を構築する。

〈詳細調査〉

- ・被害児童の保護者に調査への協力を求める場合は、信頼関係の醸成と配慮が必要であり、必要に応じて、被害児保護者の心情を理解し、保護者、詳細調査委員会、学校や区教委をつなぐ役割を担う、支援担当者を確保する。

〈再発防止策〉

- ・報告書の提言を受けて、学校又は区教委は、保護者の意見も聴取するなどして、より具体的、実践的な再発防止策を策定し、それを実践するよう努める。

【対応上の留意点】

- ・被災児童等の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。
- ・被害児童の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、SCやSSW、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。
- ・保護者への説明は対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにする。（基本調査における保護者との関わりにおいては、基本的には学校が行うことが想定されるが、事故発生の重大性を鑑み、必要に応じて、区教委が保護者への事実関係の説明や今後の調査の意向を確認する必要があることも考慮する。）
- ・人事異動で担当者が変わる場合は、継続的な対応ができるよう、情報共有と引継ぎの体制を構築する。
- ・事故にあった児童の兄弟姉妹が在籍している場合は、そのサポートを行う。他校在籍の場合は他校と連携してサポートを行う。

〈被害児童が死亡した場合〉

- ・保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針や、卒業式などの学校行事への参列について検討する。
- ・保護者が学校との関わりを継続を求める場合は、他児童の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。

〈被害児童に重度の障害が残った場合〉

- ・長期の入院から復学した際の当該児童の学校生活を支援する（学校施設の改修、安全管理、学習体制、学びの保障など）とともに、医療、福祉、心理等の信頼できる専門機関を紹介したり、支援チームを組織したりするなど、家族への継続的なサポートを行う。

〈被害児童が複数の場合〉

- ・区教委の人員派遣や助言、保護者への支援などのサポートを受ける。
- ・それぞれの被害児童の保護者に担当者を決め、保護者一人一人に丁寧な支援を行うとともに、担当者同士が連携して情報を共有し、保護者間の対応に差が生じないようにする。
- ・学校や区教委に対する保護者の要望が異なる場合は、それぞれの保護者の意向を十分に踏まえながら、支援担当者などを活用し、調整を図るよう努める。
- ・保護者同士が連携し、家族会などの団体を立ち上げている場合は、団体の代表者を窓口にするなど、団体の意向も確認しつつ必要な支援を行う。

【災害共済給付の請求】

- ・学校の管理下及び登下校中に発生した児童の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対しては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による「災害共済給付制度」により、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金などが給付されること及び必要な手続きについて説明する。ただし、給付対象外となる災害や治療もあるため、事前に独立行政法人日本スポーツ振興センターに確認し、給付制度について正しく理解した上で説明する。
- ・災害共済給付の請求にあたっては、保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に説明を行うとともに、申請手続きについても十分に意思疎通を図りながら進める。
- ・給付金の請求期間は、給付事由が発生してから2年間であることに十分注意し、保護者への説明の際にも、このことを正確に伝える。

独立行政法人日本スポーツ振興センター

災害共済給付Webサイト <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/Default.aspx>

東京給付課 TEL 03(5410)9163

別添資料

「危機発生時の健康観察様式」

文部科学省「学校における子供の心のケア—サインを見逃さないために—」(平成26年3月) p. 7

年 組 氏名 _____
 (記入日: _____ 記入者: _____)

調査項目	対象	日常	危機発生時				
			疾病・障害 なし	知的障害	自閉症	てんかん	その他 疾病・障害
児童の訴え	食欲がない						
	眠れない						
	眠気が強い・うとうとする						
	体の痛み(頭痛・腹痛等)						
	吐き気がする						
	下痢をしている						
	皮膚がゆいゆい						
	家に帰りたくない						
	学校に行きたくない						
	怖いことや心配事がある						
観察される状態	落ち着きがない						
	ぼんやりすることが多い						
	イライラしている						
	元気がなく、意欲が低下している						
	ハイテンションである						
	余り話さなくなった						
	物音に過敏になる						
	人が違ったように見えることがある						
	こだわりが強くなる						
	発作の回数が増える						
	パニックの回数が増える						
体重減少あるいは急激な増加							
その他	服薬ができていない						
	いつもの様子と違う(記述)						

- ① 「日常」の欄には、日頃の様子を思い出して、あてはまる項目に○印を記入する。「危機発生時」の欄には、危機発生後に観察し、あてはまる項目に○印を記入する。
- ② 障害やてんかん等の疾患のある児童生徒は、 の欄の項目を特に注意深く観察する。障害に応じて出やすい症状や変化に注意したい項目である。
- ③ 項目以外でも、いつもと違う様子があれば、「その他」の欄に記述し、記録する。また、必要な項目があれば、随時追加してください。
- ④ 「日常」の欄と「危機発生時」の欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要である。

割
印

(様式)

(事 案 番 号)
令和 年 月 日

板橋区教育委員会教育長 様

板橋区立〇〇〇長
氏名

公
印

標 題

* 「事故報告書の標題」は、「児童・生徒の事故報告」のような標題では概要が分からないので、報告すべき事故の種類が分かるように具体的に記載する。ただし、子どもの氏名を標題に含めないようご注意ください。

- 1 発生日時 令和 年 月 日 ()
午前・午後 時 分 (管理内・外)
- 2 発生場所 学校名のほか、「3階〇〇室前廊下」等、具体的に記載
*交通事故や別途事故発生場所の詳細が必要と思われる事故報告の際には、発生場所が明らかとなる地図を添付
- 3 当事者 事故等の関係者の学年、組、氏名、生年月日
*必要に応じて保護者も含む
- 4 負傷状況 ケガの程度、診断名、全治など事故に係る当事者の負傷状況
- 5 発生状況 事故発生後、すみやかに当事者、関係者から事情を聞く。その際、事実を中心に聞き取りを進め全体像を明らかにすることに重点を置く。
*記載にあたっては、次の点に注意する。
①時系列に簡潔に記入する。
②具体的に記入する。
③推測や主観の入った表現は避け、事実のみを記載する。
④事故に直接かかわることのみ記載する。
- 6 対応措置 *記載にあたっては、時系列で記入し、次の点に注意する。
①保護者(被害・加害)や病院、教育委員会への連絡についても記入する。
②事故報告書提出後の対応策についても記入する。
- 7 添付書類 必要最低限に留める。

「事実情報記録用紙（教職員個人用）」

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」（令和6年3月）p. 35【参考資料5】）

1. 被害児童について、既往症や事故数日前からの本人の状況、当該事故に関連があるかもしれない事件・事故など、知っていることについて記載してください。
（例：○日前から頭が痛いと言っていた、○日前の体育の授業で頭をぶつけたなど）
2. 事故の瞬間及びその前後に、自分がいた場所と、当該事故に対して、自分がしたこと（他の職員の対応などの）見たこと、聞いたことを、覚えている限り、全て記載してください。

時系列 （覚えていなければ 時刻を記入）	自分が いた場所	したこと	見たこと	聞いたこと
●●：●●				

「時系列整理記録用紙」

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」（令和6年3月）p. 35【参考資料5】）

事故発生日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 I (_____)

被災児童名： _____ 年 _____ 組 氏名 _____

月・日	時刻	主な状況 （関係機関等の支援含む）	学校・教職員の対応	その他特記事項
	●●：●●	被害児童の状況や救急車の到着などの学校・教職員以外の対応を記載する。	学校・教職員が行った対応を記載する。 （対応者の氏名も記載する。）	情報源や事実か推察かの区分けなどを記載する。

〈記録にあたっての配慮事項〉

- ・時系列で記録
- ・正確な内容（事実と推察は区別しておく。不明なものには「？」を記入。）
- ・箇条書きで簡潔な文
- ・重要な箇所にはアンダーライン
- ・情報源を「その他特記事項」に明記